

知多市こども計画

令和7年度～令和11年度

令和7年2月

知多市

はじめに

近年、「子育て支援」という言葉を耳にすることが少しずつ増えてきました。子どもが本来持っている自ら成長していく力を十分に発揮できるよう、周りはそのサポートをするという意味合いがあります。従来の「親視点」から「子ども視点」への転換が徐々に進んでいることを実感します。

このような中で、令和5年4月に、次代の社会を担う全ての子どもが健やかに成長し、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して「こども基本法」が施行されるとともに、「こども家庭庁」が発足するなど、こども施策を総合的かつ強力に実施していくことが社会全体で推進されています。

本市では、平成26年度に「知多市子ども条例」を施行し、子どもの権利を保障し、子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するまちの実現を目指してまいりました。また、令和元年度には、「第2期知多市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「地域ぐるみで支えあい すべての親と子が自分らしく育つまち」の基本理念の下、「地域で子どもを育てる」、「個別のニーズに対応する」、「子どもの命と人権を守る」の3層のネットワークを構築し、支援体制の強化を進めてまいりました。

第2期知多市子ども・子育て支援事業計画の計画期間満了に伴い、関連計画を含めた一体の計画として、新たに「知多市こども計画」を策定し、「共に叶え合い すべての親と子が自分らしく育つまち」を基本理念に掲げ、地域、子育て支援団体、事業者などの皆様と力を合わせ、「こどもまんなか社会」の実現に向け、切れ目のない支援を続けてまいります。

最後に、計画策定に当たり、アンケート調査等により貴重なご意見をお寄せいただいた市民の皆様をはじめ、保健福祉審議会委員、子ども・子育て会議委員及び関係各位に心から感謝申し上げます。

令和7年2月



知多市長 宮島 壽男

目 次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置付け	2
(1) 計画の性格.....	2
(2) 関連諸計画との関係.....	2
3 計画の期間	3
4 計画策定の体制	4
(1) 計画策定の体制.....	4
(2) 計画策定の方法.....	4
第2章 子ども・子育て家庭を取り巻く状況	6
1 統計からみた本市の現状	6
(1) 総人口の推移.....	6
(2) 児童数の推移.....	7
(3) 世帯の推移.....	7
(4) 出生率の推移.....	8
(5) 人口動態.....	9
(6) 女性の労働力率の推移.....	10
2 教育・保育の状況	11
(1) 幼児教育・保育の状況.....	11
(2) 小学校の状況.....	13
(3) 地域子育て支援拠点事業（親子ひろば）の状況.....	13
第3章 基本理念と施策の展開	14
1 基本理念	14
2 基本的視点と基本目標	15
3 少子化対策の基本的な考え方	16
4 施策の展開	17
基本目標1 ライフステージを共に楽しむためのサポート	18
基本施策1 希望するライフコースの基盤づくり.....	18
基本施策2 子どもの誕生前から幼児期までのサポート.....	20
基本施策3 学童期・思春期のサポート.....	22
基本施策4 青年期のサポート.....	24
◆ 重要業績評価指標（KPI）	25

基本目標2	子ども・子育て家庭への切れ目のないサポート	26
基本施策1	子どもの貧困・ひとり親家庭等へのサポート	26
基本施策2	障がいのある子どもへのサポート	28
基本施策3	要支援家庭・ヤングケアラーへのサポート	30
基本施策4	不登校の子どもへのサポート	32
◆	重要業績評価指標（KPI）	33
基本目標3	一人ひとりの可能性を広げる人づくり	34
基本施策1	幼児教育・保育の充実	34
基本施策2	学校教育の充実	36
基本施策3	多様な体験と活躍の機会の提供	38
◆	重要業績評価指標（KPI）	39
基本目標4	子ども・子育て家庭を応援する地域づくり	40
基本施策1	共働きを応援する地域づくり	40
基本施策2	共育ての地域づくり	42
基本施策3	こどもまんなかの地域づくり	44
◆	重要業績評価指標（KPI）	45
第4章	教育・保育の量の見込みと確保方策	46
1	教育・保育提供区域の設定	46
2	「量の見込み」算出の内容	47
(1)	認定区分	47
(2)	教育・保育に関する施設	48
(3)	地域子ども・子育て支援事業	49
3	子どもの推計人口	50
4	幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策	51
(1)	教育ニーズ：1号認定	51
(2)	保育ニーズ：2号認定	52
(3)	保育ニーズ：3号認定（0歳児）	53
(4)	保育ニーズ：3号認定（1～2歳児）	54
(5)	保育利用率：3号認定（0～2歳児）	55
5	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	56
(1)	利用者支援事業	56
(2)	地域子育て支援拠点事業	58
(3)	妊婦健康診査事業	59

(4) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）	60
(5) 養育支援訪問事業	61
(6) 子育て世帯訪問支援事業	62
(7) 児童育成支援拠点事業	63
(8) 親子関係形成支援事業	64
(9) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	65
(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	66
(11) 一時預かり事業（幼稚園型）	67
(11) 一時預かり事業（幼稚園型を除く）	68
(12) 延長保育事業	69
(13) 病児保育事業	70
(14) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	71
(15) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	73
(16) 妊婦等包括相談支援事業	74
(17) 産後ケア事業	75
(18) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業	76
6 子育てのための施設等利用給付	77
7 乳児等のための支援給付	79
第5章 計画の推進に向けて	80
1 計画の推進体制	80
2 計画の進行管理	80
3 こども施策の推進に向けた取組	81
資料編	82
1 知多市子ども・子育て会議における策定経過	82
2 知多市子ども条例	83
3 知多市子ども・子育て会議設置要綱	87
4 知多市子ども・子育て会議委員名簿	89
5 知多市子ども・子育て会議事務局名簿	90

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

我が国においては、少子化が進行する中、核家族化に伴う地域のつながりの希薄化、女性の社会進出に伴う共働き家庭の増加、就労環境や就労形態の多様化等により、子どもや子育てをめぐる環境は大きく変化しています。

このような状況の中で、平成24年に認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の新たな給付等を盛り込んだ「子ども・子育て関連3法¹」が制定され、子どもの幼児期の教育・保育の一体的な提供や保育の量的拡充等を推進していくため、市町村ごとに5年を1期とする幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援についてのニーズを反映した子ども・子育て支援事業計画を策定することとされました。

さらに、次代の社会を担う全ての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策に関する基本理念等を定め、こども施策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」が令和5年4月から施行されるとともに、同年12月に「こども大綱」が閣議決定されました。

こども基本法において、市町村は、こども大綱及び都道府県こども計画を勘案して市町村こども計画を策定するよう努めることとされ、市町村こども計画は、市町村子ども・若者計画を始め、こども施策に関する事項を定める他の計画と一体として作成することができることとされました。

そこで、本市では、令和元年度に策定した「第2期知多市子ども・子育て支援事業計画」（以下「前計画」という。）が6年度をもって計画期間を終了することに伴い、こども基本法の施行等の社会情勢の変化や本市の現状を踏まえ、関連計画を含めた一体の計画として「知多市こども計画」（以下「本計画」という。）を策定し、切れ目のない子ども・子育て支援の充実と「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組を進めることとします。

¹ 子ども・子育て関連3法 平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」をいう。

2 計画の位置付け

(1) 計画の性格

本計画は、こども基本法第10条第2項の規定に基づき、こども大綱等を勧案し、本市における「市町村こども計画」として策定するもので、少子化対策基本法第7条第1項に規定する「総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策」を含むものです。

加えて、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項による「市町村子ども・若者計画」、子どもの貧困の解消に向けた対策推進法第10条第2項による「子どもの貧困対策についての市町村計画」、子ども・子育て支援法第61条第1項による「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法第8条による「市町村行動計画」を含む一体の計画として位置付けます。また、国の「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」を勧案し、母子保健に関する事項を盛り込んでいます。

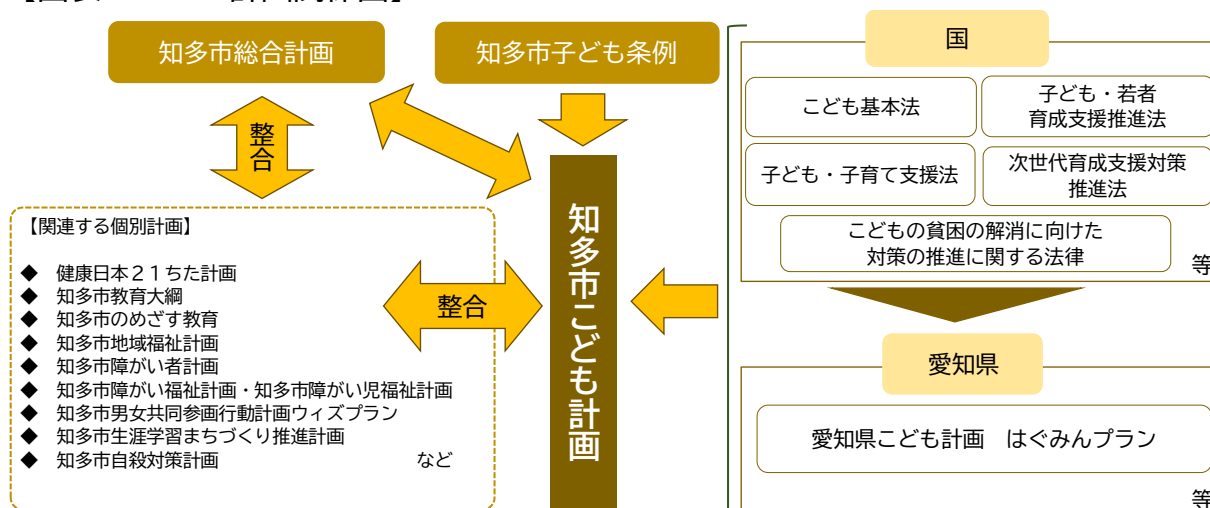
さらに、国が「こども未来戦略」による放課後児童対策の強化のためとりまとめた「放課後児童対策パッケージ」等を踏まえ、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の整備の方向性を示します。

(2) 関連諸計画との関係

本計画は、本市の地域づくりの方向性を示す「第6次知多市総合計画」の下、「知多市地域福祉計画」、「知多市障がい者計画」、「知多市障がい福祉計画・障がい児福祉計画」、「健康日本21ちた計画」、「知多市男女共同参画行動計画（知多市ウイズプランⅢ）」、「知多市教育大綱」等の関連計画との整合性を図ります。

特に、知多市教育大綱に基づき市教育委員会が策定する「知多市のめざす教育」は、子ども・若者、子育て当事者に深く関わるものであることから、本計画に記載する事項に加え、「知多市のめざす教育」の子ども・若者、子育て当事者に関する事項を、本計画の一部を構成するものと位置付け、一体となって「こどもまんなか社会」の実現に取り組みます。

【図表1—1 計画関係図】



3 計画の期間

こども基本法においては、市町村こども計画の計画期間は定められていませんが、本計画に包含する子ども・子育て支援事業計画は5年ごとに見直しを行うこととされていることから、本計画の計画期間を令和7年度から11年度までの5年間とします。

国や県の施策の動向、社会経済情勢の変化に対応し柔軟に取り組むこととし、必要に応じて見直しを行います。

【図表1—2 計画期間】

令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11
第2期子ども・子育て支援事業計画					こども計画				

4 計画策定の体制

(1) 計画策定の体制

本計画は、子どもの保護者、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業の従事者等で構成する「知多市子ども・子育て会議」において検討を行い、保健、医療、福祉関係団体の代表者や地域住民の代表者で構成する「知多市保健福祉審議会」に諮問し答申を受けるとともに、パブリックコメントを実施しました。

(2) 計画策定の方法

本計画の検討に当たっては、現状把握から行動変容につなげるOODA（ウーダ）²の考え方を取り入れ、社会情勢やニーズ等の「観察（情報収集・現状認識）」を行い、望ましい姿を思い描きながら「状況判断（方向性判断）」し、そして「意思決定（具体的な行動プラン）」につなげています。

なお、以下のとおり現状把握を行いました。

① 社会情勢等の把握

前計画の進捗状況、本市の総人口や児童数、出生率の推移など、子ども、子育て当事者を取り巻く状況を把握しました。

② 子育て当事者の現状とニーズの把握

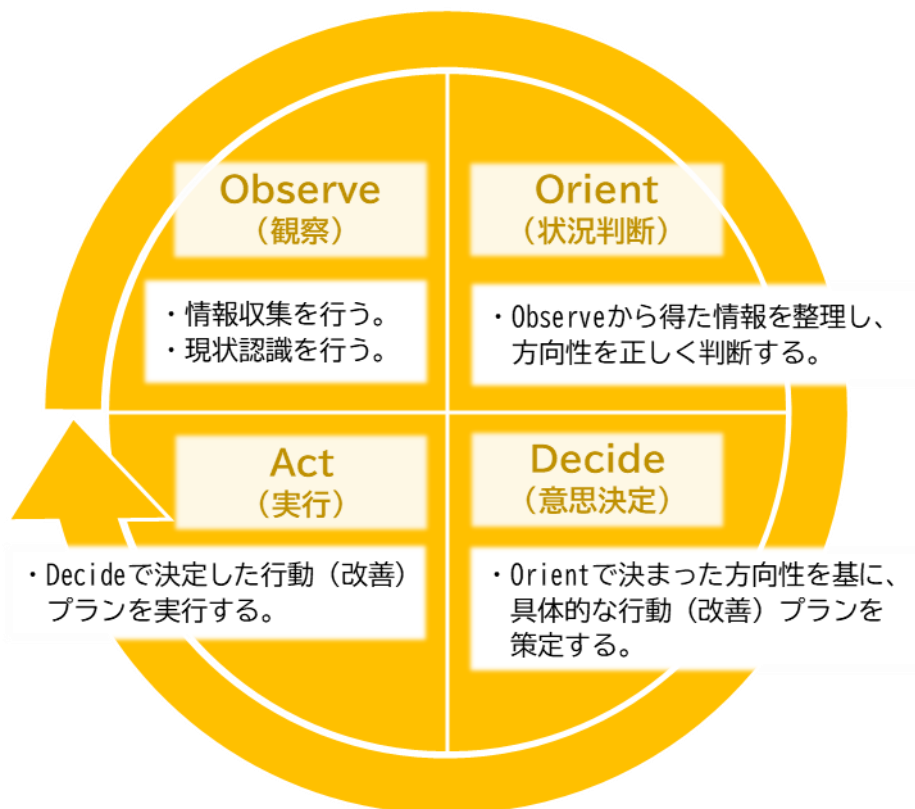
子育て当事者の意見やニーズを反映した計画とするため、就学前児童の保護者、小学生の保護者を対象として、令和5年度に子育てに関するアンケート調査（以下「アンケート調査」という。）を行いました。

③ 子ども・若者の想いの把握

子どもや若者自身の想いを活かすため、主体的に地域の活動等に参加する子ども・若者や不登校・ひきこもりの経験のある若者に、令和6年度にアンケートやインタビュー（以下「子ども・若者からの意見聴取」という。）を行いました。

² OODAループ Observe（観察）、Orient（状況判断）、Decide（意思決定）、Act（実行）のプロセスを繰り返し、状況に合わせた行動を繰り返すことで、より好ましい状況に近づけていくためのフレームワーク。

【図表1-3 計画検討のイメージ】



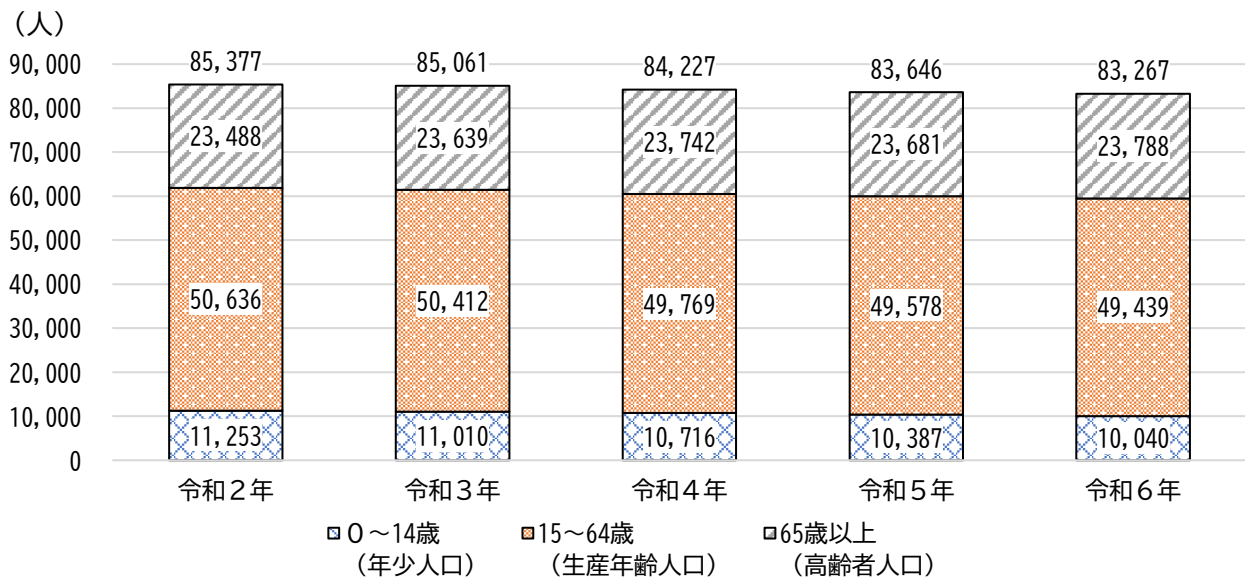
第2章 子ども・子育て家庭を取り巻く状況

1 統計からみた本市の現状

(1) 総人口の推移

人口の推移をみると、総人口は減少傾向にあり、令和6年では83,267人となっています。年齢3区分別にみると、高齢者人口は増加が続いていますが、年少人口と生産年齢人口は減少を続けています。特に、年少人口は令和2年から6年までの5年間で1,213人減少しています（図表2-1）。

【図表2-1 年齢3区分別人口の推移】



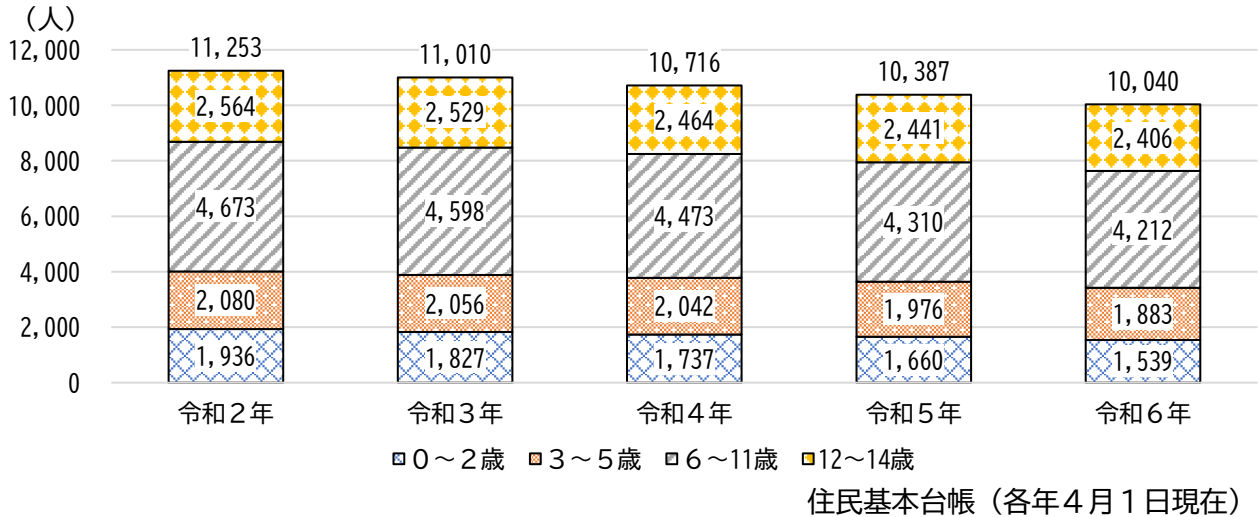
住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 児童数の推移

0歳から14歳までの児童数の推移をみると、令和2年以降減少傾向にあり、6年では10,040人となっています。

内訳をみると、令和2年から6年までの5年間で「0～2歳児」は397人、「3～5歳児」は197人、それぞれ減少しています（図表2-2）。

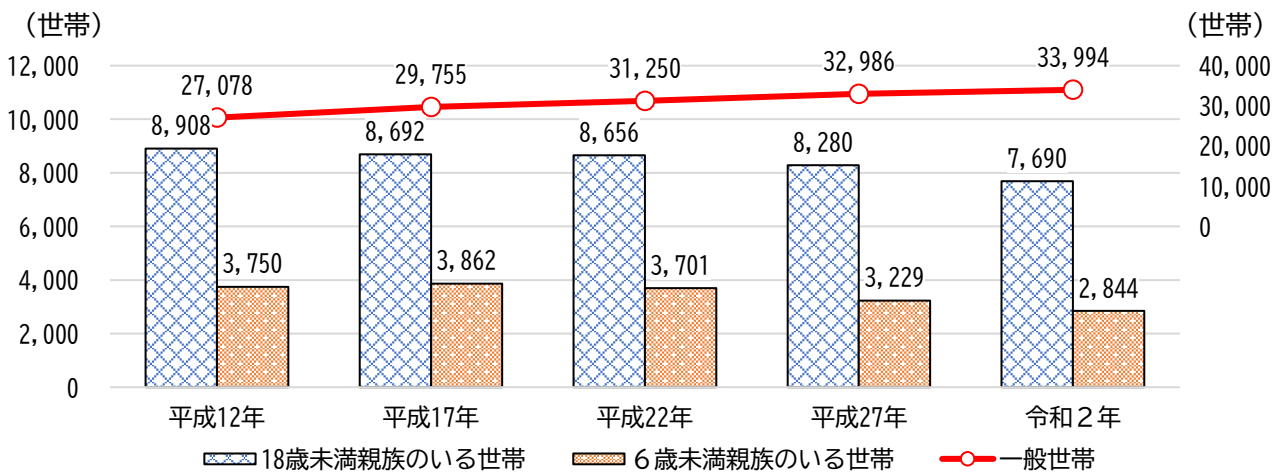
【図表2-2 児童数の推移】



(3) 世帯の推移

子どものいる世帯の状況をみると、平成12年以降、「18歳未満親族のいる世帯」、「6歳未満親族のいる世帯」はともに減少しており、一般世帯³全体における「子どものいる世帯」の割合は減少しています（図表2-3）。

【図表2-3 子どものいる世帯の状況】



国勢調査（各年10月1日現在）

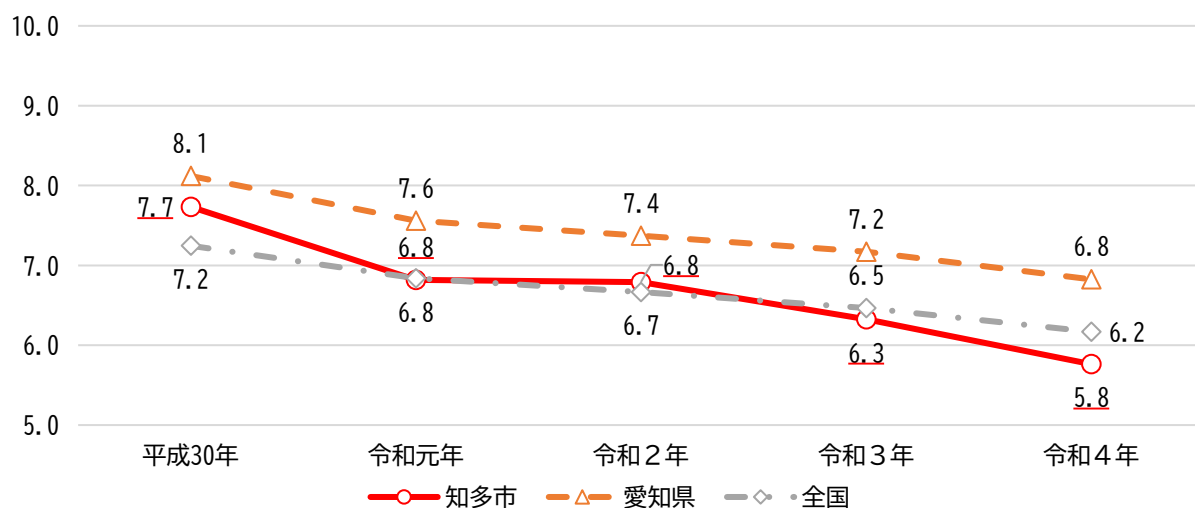
³ 一般世帯 住居と生計を共にしている人々の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者等のこと。

(4) 出生率の推移

本市の出生率⁴の推移をみると、全体では減少傾向で、令和4年では5.8となっており、全国、愛知県より低くなっています（図表2-4）。

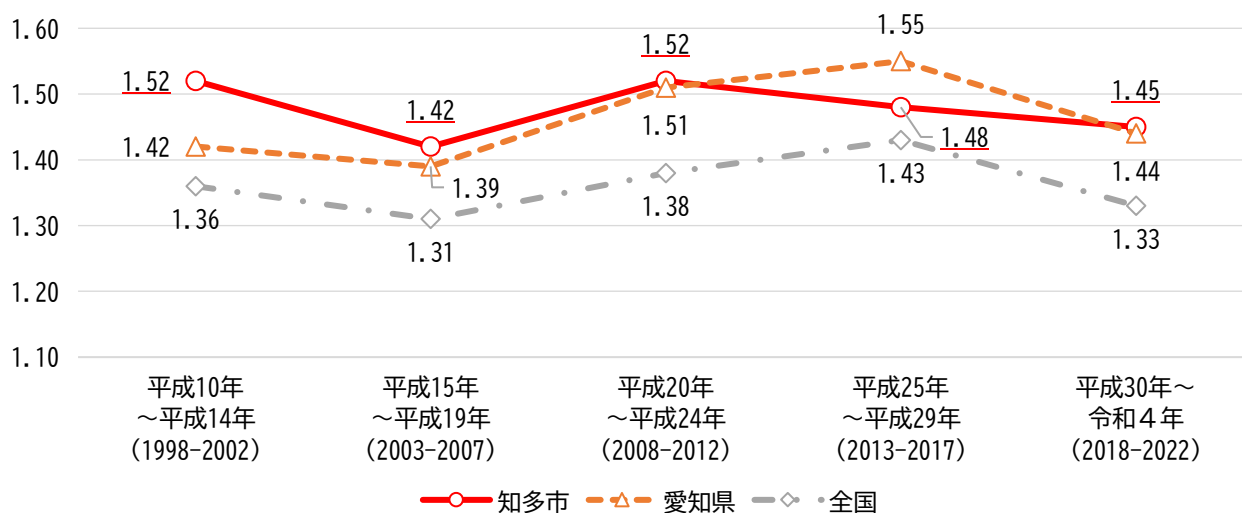
合計特殊出生率⁵の推移をみると、「平成30年～令和4年」では1.45となっており、全国、愛知県より高くなっています（図表2-5）。

【図表2-4 出生率の推移】



愛知県衛生年報

【図表2-5 合計特殊出生率の推移】



人口動態保健所・市区町村別統計

⁴ 出生率 人口千人に対する出生数の割合。

⁵ 合計特殊出生率 15歳から49歳までの女性の年齢別出生数を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生涯の間に産むとしたときの子どもの数に相当する。

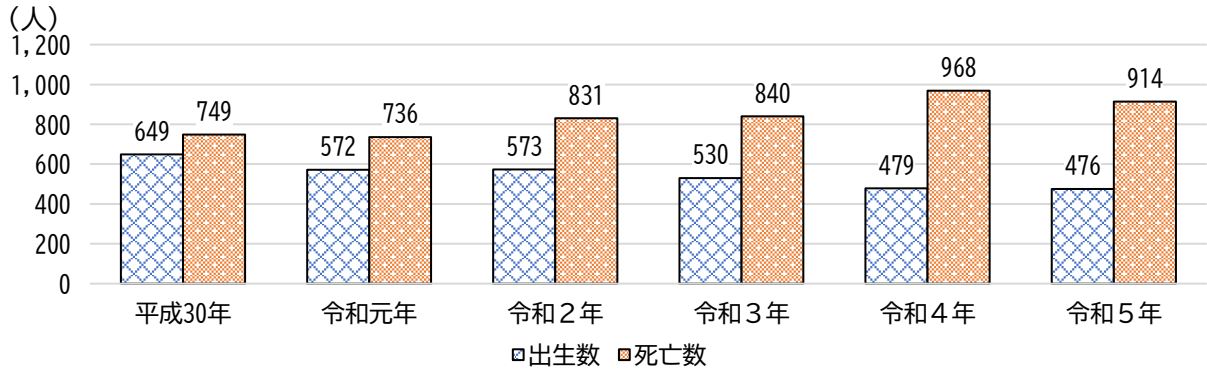
(5) 人口動態

本市の自然動態を見ると、平成30年以降は出生よりも死亡が超過しています（図表2-6）。

本市の社会動態を見ると、令和元年、2年は転出よりも転入が超過していましたが、3年、4年は転入よりも転出が超過し、5年は再び転入が超過しています（図表2-7）。

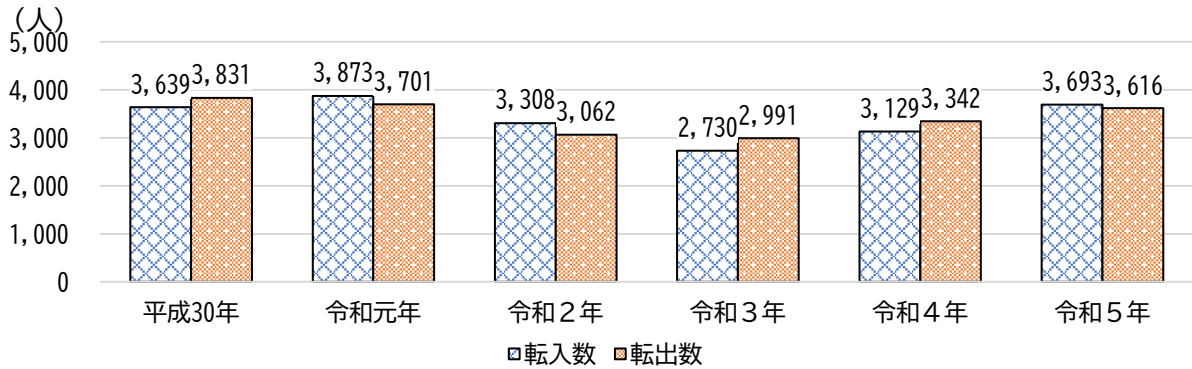
人口動態を見ると、令和2年以降は人口減少が続いています（図表2-8）。

【図表2-6 自然動態】



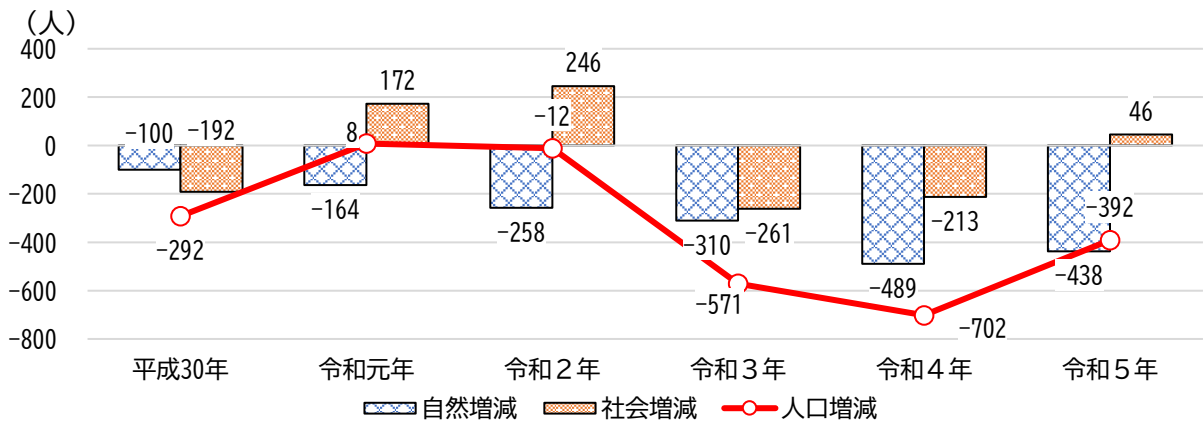
知多の統計

【図表2-7 社会動態】



知多の統計

【図表2-8 人口動態】



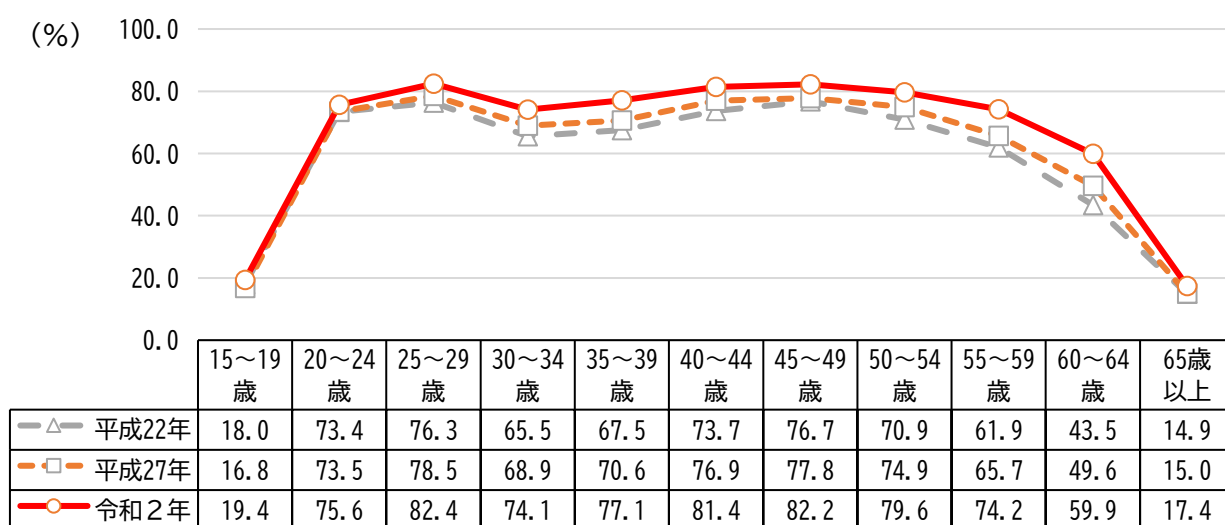
知多の統計

(6) 女性の労働力率の推移

本市の女性の年齢別労働力率⁶をみると、出産、育児の時期に当たる30歳代では、労働力率が低下し、育児が一段落してきた40代頃から再び上昇するという、いわゆる「M字カーブ」となっています。経年の変化を見ると、平成22年から令和2年にかけて全体的に女性の労働力率は増加しており、特に「55～59歳」、「60～64歳」の労働力率は10ポイント以上増加しています（図表2-9）。

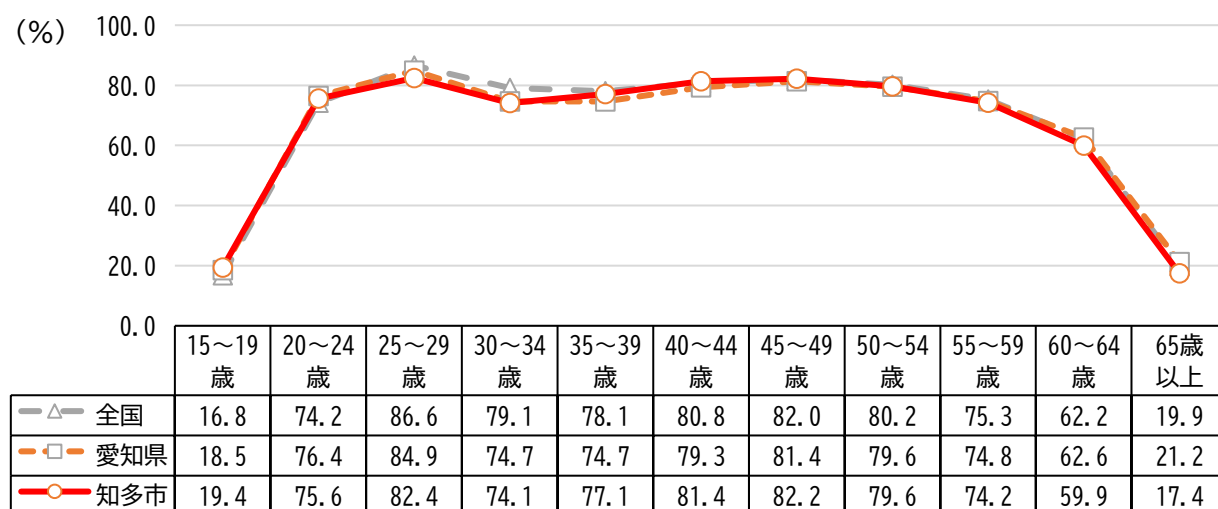
令和2年の女性の年齢別労働力率をみると、本市の25歳から34歳まで及び55歳以上の女性の年齢別労働力率は全国、愛知県を下回っています（図表2-10）。

【図表2-9 女性の労働力率の推移】



国勢調査（各年10月1日現在）

【図表2-10 令和2年における女性の労働力率の比較（全国・愛知県との比較）】



国勢調査（10月1日現在）

⁶ 労働力率 15歳以上人口に占める労働力人口（就業者・完全失業者の合計）の割合。

2 教育・保育の状況

(1) 幼児教育・保育の状況

① 幼稚園

幼稚園は、令和6年度現在、市内に4園あります。

また、幼稚園在園児童数の推移をみると、令和2年度以降減少傾向にあり、令和6年度では490人となっています（図表2-11）。

【図表2-11 幼稚園在園児童数の状況】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
園児数	747人	732人	726人	571人	490人

資料：知多の統計（各年度5月1日現在）

② 幼保連携型認定こども園

幼保連携型認定こども園は、令和6年度現在、市内に2園あります。

また、認定こども園在園児童数の推移をみると、令和2年度以降増加傾向にあり、令和6年度では216人となっています（図表2-12）。

【図表2-12 幼保連携型認定こども園在園児童数の状況】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
園児数	111人	111人	114人	187人	216人

資料：知多の統計（各年度5月1日現在）

③ 保育所

保育所は、令和6年度現在、市内に18園あります。

また、保育所在園児童数全体の推移をみると、令和2年度から令和5年度までは1,650人前後で推移し、令和6年度は1,617人となっています（図表2-13）。

【図表2-13 保育所在園児童数の状況】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
園児数	1,649人	1,650人	1,652人	1,646人	1,617人

資料：知多の統計（各年度4月1日現在）

④ 保育所等の待機児童数

保育所等の待機児童数は、令和2年度以降、4月1日時点の待機児童は発生していませんが、10月1日時点では待機児童が発生している年があり、令和5年度では9人の待機児童が発生しています（図表2-14）。

【図表2-14 保育所等の待機児童数の状況】

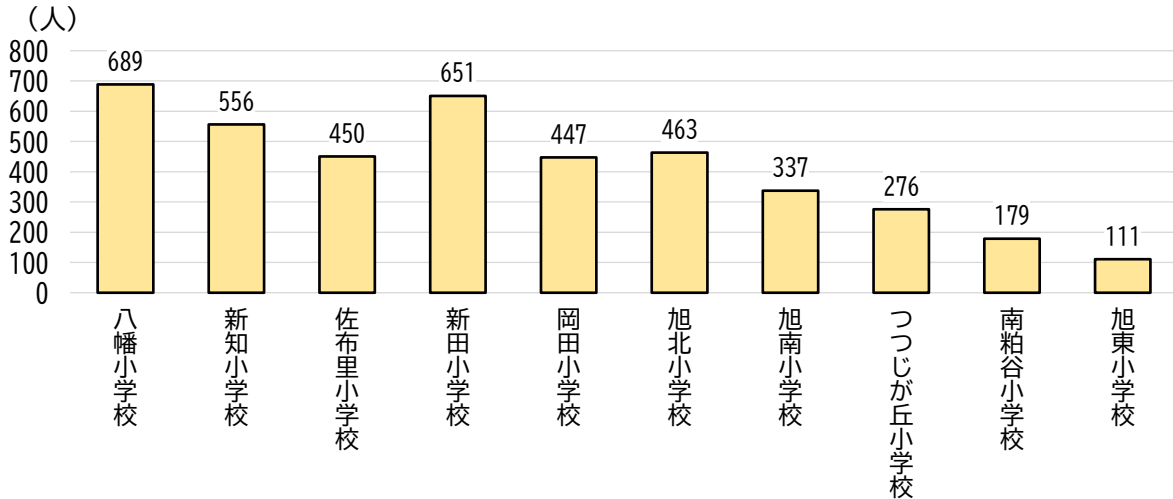
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
4月1日時点 待機児童数	0人	0人	0人	0人	0人
10月1日時点 待機児童数	0人	11人	16人	9人	0人

資料：知多の統計

(2) 小学校の状況

令和6年5月1日現在の小学校の児童数は、八幡小学校では689人、新田小学校では651人であるのに対し、南粕谷小学校では179人、旭東小学校では111人と地域によってばらつきがあります（図表2-15）。

【図表2-15 小学校児童数の状況】

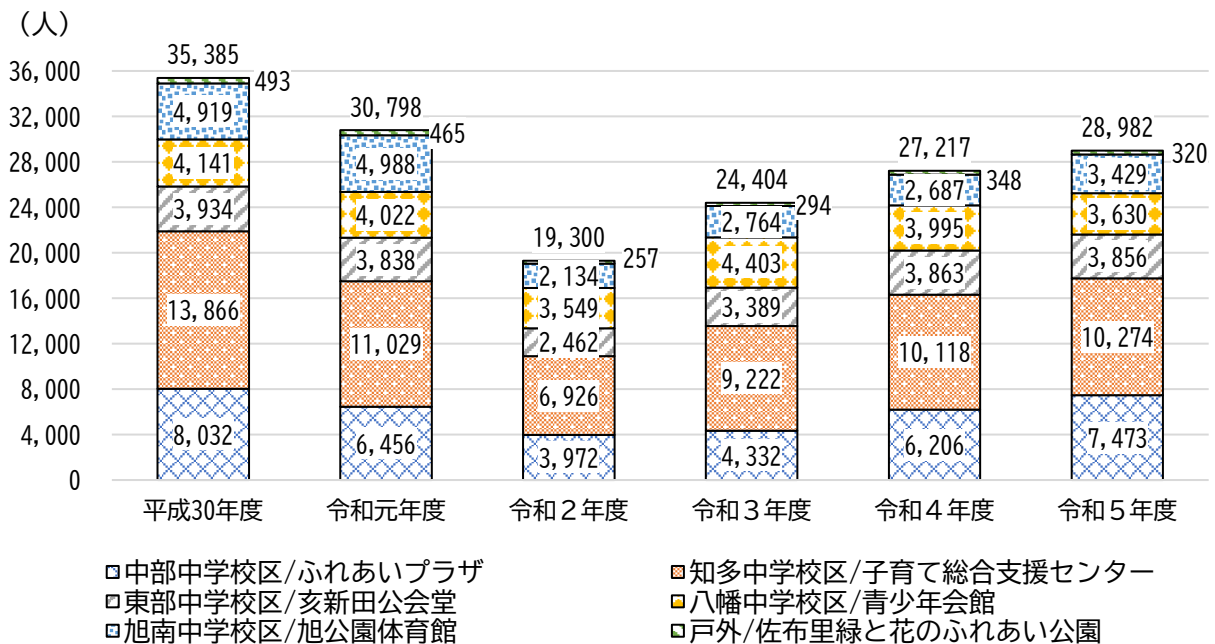


資料：知多の統計（令和6年5月1日現在）

(3) 地域子育て支援拠点事業（親子ひろば）の状況

親子ひろばの参加人数は、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により非常に減少しましたが、その後増加に転じ、令和5年度は合計で28,982人となっています（図表2-16）。

【図表2-16 親子ひろば参加人数の状況】



第3章 基本理念と施策の展開

1 基本理念

平成26年度に策定した「知多市子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～令和元年度）」では、第5次知多市総合計画における健康福祉分野の目指す将来像を基に、基本理念を「地域ぐるみで子ども・子育てを支え、子どもがいきいきと育つまち」と掲げました。

そして、令和2年度に策定した「第2期知多市子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）」では、第6次知多市総合計画で描いた理想の未来、知多市子ども条例の理念などを基に、基本理念を「地域ぐるみで支え合い、すべての親と子が自分らしく育つまち」と掲げました。

こうした中、「こども大綱」では、全ての子ども・若者が、自立した個人として等しく健やかに成長することができ、将来にわたって幸せな状態（well-being⁷）で生活を送ることができ、「こどもまんなか社会」の実現を目指しており、社会全体でこども施策に取り組んでいくことが求められています。

そこで、第3期子ども・子育て支援事業計画を包含し、市町村こども計画と位置付ける本計画では、前計画までの基本理念を継承しつつ、こども大綱等を勘案し、子どもや若者、子育て当事者が、人と出会い、つながり合い、支え合い、学び合う中で成長し、一人ひとりが想う幸福な暮らし（well-being）が尊重され、それぞれの想いを共に叶え合う社会の実現に向け、基本理念を次のとおり定めます。

◆ 基本理念

共に叶え合い 全ての親と子が自分らしく育つまち

⁷ Well-being（ウェルビーイング） 世界保健機関（WHO）は、「身体的・精神的・社会的に満たされた状態」と定義し、近年、国際機関を含む諸外国における重要な概念の一つ。こども大綱では、「こどもまんなか社会」について、全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会と位置付ける。

2 基本的視点と基本目標

本計画の基本理念を実現するため、知多市子ども条例、前計画までの取組等を基盤とし、次のとおり基本的視点と基本目標を定めます。

基本的視点は、施策の検討や実施において大切にすることはもとより、子ども・若者、子育て家庭に関わる全ての人の望ましい姿、あり方として考えるものです。

基本目標は、現状をより良い方向に改善するとともに、基本理念を実現するための施策の考え方の核となるもので、基本目標に連なる施策を政策パッケージと位置付けるものです。

◆ 基本的視点

- ① 尊厳と自分らしさ、自己肯定感を大切にする。
- ② 多様性と包摂性を大切にする。
- ③ 人と地域のゆるやかなつながりを大切にする。
- ④ 妊娠・出産・子育てを愉しむことを大切にする。
- ⑤ 共に叶え合う地域を共につくることを大切にする。

◆ 基本目標

基本目標1 ライフステージを共に愉しむためのサポート

基本目標2 子ども・子育て家庭への切れ目のないサポート

基本目標3 一人ひとりの可能性を広げる人づくり

基本目標4 子ども・子育て家庭を応援する地域づくり

3 少子化対策の基本的な考え方

少子化の進行は、人口の減少と高齢化を通じて、労働供給の減少、地域・社会の担い手の減少、現役世代の負担の増加など、社会経済に大きな影響を与えるもので、少子化対策は、我が国における最重要課題と位置付けられます。

少子化の主な原因として、特に若い世代での未婚率の上昇や、初婚年齢の上昇の影響が大きいといわれ、その背景には、経済的な不安定さ、出会いの機会の減少、仕事と子育ての両立の難しさ、家事・育児の負担が女性に偏っている状況、教育の費用負担の重さなど、様々な要因が複雑に絡み合っています。

このため、少子化を改善するための方策として、家族政策、経済政策、労働政策、教育政策、子育て支援政策、男女共同参画政策などが考えられ、経済政策や教育政策などの国レベルで取り組むものから、家事・育児の分担などの個人レベルのものまで、多元的に方向性を考える必要があります。

このように様々な要因が複雑に絡み合い、単純明快な解決策がない問題に対しては、複雑な関係性のままにその全体を対象とし、妥当と思われる方向性を定め、実践しながら状況に応じて柔軟に変化させる探索発見型のアプローチが適しているといわれています。

本計画では、住民に身近な基礎自治体としての特性を生かし、少子化の背景にある様々な要因に対し、より良い方向に向かわせると考えられる基本目標を定めて各施策を実施するとともに、状況の変化に応じてより良い施策に改善するべく、基本的視点を大切にしながら柔軟に対応することとします。

特に、次代の親となる子ども・若者からの意見聴取において、結婚や子どもを持つことについて、否定的・消極的な声が挙げられたことから、共に愉しむことや、共に希望を叶え合う視点を大切にします。

4 施策の展開

【図表3-1 施策体系】

<p>基本理念</p>	<p>共に叶え合い 全ての親と子が 自分らしく育つまち</p>
<p>基本的視点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 尊厳と自分らしさ、自己肯定感を大切にする。 ○ 多様性と包摂性を大切にする。 ○ 人と地域のゆるやかなつながりを大切にする。 ○ 妊娠・出産・子育てを愉しむことを大切にする。 ○ 共に叶え合う地域を共につくることを大切にする。
<p>基本目標 ・ 基本施策</p>	<p>基本目標1 ライフステージを共に愉しむためのサポート</p> <p>■基本施策</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 希望するライフコースの基盤づくり (2) 子どもの誕生前から幼児期までのサポート (3) 学童期・思春期のサポート (4) 青年期のサポート
	<p>基本目標2 子ども・子育て家庭への切れ目のないサポート</p> <p>■基本施策</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 子どもの貧困・ひとり親家庭等へのサポート (2) 障がいのある子どもへのサポート (3) 要支援家庭・ヤングケアラーへのサポート (4) 不登校の子どもへのサポート
	<p>基本目標3 一人ひとりの可能性を広げる人づくり</p> <p>■基本施策</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 幼児教育・保育の充実 (2) 学校教育の充実 (3) 多様な体験と活躍の機会の提供
	<p>基本目標4 子ども・子育て家庭を応援する地域づくり</p> <p>■基本施策</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 共働きを応援する地域づくり (2) 共育ての地域づくり (3) こどもまんなかの地域づくり

基本目標 1 ライフステージを共に楽しむためのサポート

一人ひとりの個性と多様性を尊重し、ライフステージ⁸を通じて身体的・精神的・社会的に幸福な暮らしを共に楽しむことができるようサポートします。

基本施策 1 希望するライフコース⁹の基盤づくり

◆ 観察（情報収集・現状認識）

子ども・若者からの意見聴取では、自身の将来について期待や楽しみだと感じていること、結婚や子どもを持つことについて「幸せ」、「人生が豊かになる」と肯定的な意見がある一方、結婚について「自由がなさそう」、「結婚したくない」という意見、子どもを持つことについては「大変そう」、「お金がかかりそう」といった意見がありました。



◆ 状況判断（方向性判断）

子ども・若者が、多様な人との関わりの中で、自己肯定感を育むとともに、働くこと、家族やパートナーと暮らすことの楽しさを感じ取ることで、家族や友人に恵まれた暮らしを愉しむ未来像を思い描き、その実現に向けてチャレンジする環境づくりを行います。



◆ 意思決定（具体的な行動プラン）

【主要施策】

① 乳幼児とのふれあい体験

- 小中学生や高校生が、命の尊さ、親の愛情の深さや家庭の大切さなどを感じ取り、自己肯定感を育むとともに、次代の親となる自覚と子育ての楽しさを体感する機会として、学校教育や親子ひろば事業の中で乳幼児とその保護者にふれあう機会を設けます。

② ライフデザイン・キャリアデザインのサポート

- 子ども・若者が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通し、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けられるよう職場体験・インターンシップ等の体験的な学習活動を充実させます。
- 自身の変容や成長を自己評価できる「キャリア・パスポート¹⁰」を活用し、自らの学習状況やキャリア形成について振り返ったり、見通しをもたせたりしながら、主体的に学びに向かい、自己実現ができるようにサポートします。
- 市役所では、自治体職員などを目指す大学生に、インターンシップの機会を提供し、住民に身近な地域で働くことを具体的にイメージできるようにします。

⁸ ライフステージ 人の一生において、「幼児期」、「児童期」、「青年期」、「老年期」などの各段階や年代に伴って変化する生活のこと。就職、結婚、子育て、子どもの独立などの家族の形態によっても変化する。

⁹ ライフコース 人が一生にたどる人生の道筋のこと。

¹⁰ キャリアパスポート キャリア教育の諸活動を記録し蓄積する教材等のこと。

③ 就労のサポート

- 市商工会等との連携により、地元で働き、暮らすライフコースを希望する若者が企業と出会う機会を提供します。
- 様々な事情により働くことや就労継続に課題を抱える人などを対象に、就労体験機会の提供や就職活動の伴走支援などを行います。

④ DX¹¹の推進

- デジタル社会の実現に向け、知多市学校教育情報化推進計画（知多市版 GIGA スクール構想）に基づき、子どもたちが情報の良き使い手となるためのデジタル・シティズンシップ教育¹²を推進するとともに、情報活用能力の育成を図ります。
- 知多市DX推進方針で掲げる「誰もが実感できる人にやさしいデジタル化」のビジョンの実現に向けて、行政手続のオンライン化や行政データのオープンデータ化などを進めます。

⑤ ジェンダーギャップ¹³の解消

- 知多市男女共同参画行動計画（知多市ウイズプランⅢ）に基づき、一人ひとりが自分らしく生きられるよう、小中学校の教育活動を通じて男女共同参画への意識づくりや、性別にとらわれない幅広い進路選択をサポートします。

⑥ 不妊治療費の負担軽減

- 妊娠を望む家族が適切な医療を受けられるよう、不妊治療に要した医療費のうち、健康保険適用分の本人負担額の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。

⑦ 医療費の負担軽減

- 子育て家庭が経済的負担を心配することなく医療を受けられるよう、高校生世代まで通院・入院に係る保険診療の自己負担分を助成する子ども医療費や、母子家庭等医療費などの福祉医療事業を実施します。



▲ 乳幼児とのふれあい体験の様子

¹¹ DX デジタルトランスフォーメーション（Digital Transformation）の略で、デジタル技術が浸透し人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。

¹² デジタル・シティズンシップ教育 優れたデジタル市民になるために必要な能力を身につけることを目的とした教育のこと。

¹³ ジェンダーギャップ 社会的・文化的に形成された性別（ジェンダー）の違いによって生じる格差のこと。世界経済フォーラムは、世界各国の男女格差を数値化したジェンダーギャップ指数を公表している。

基本施策2 子どもの誕生前から幼児期までのサポート

◆ 観察（情報収集・現状認識）

アンケート調査では、妊娠・出産の時期に一番困ったこととして、「上の子の育児」や「妊娠・出産に関しての体調管理」が挙げられています。



◆ 状況判断（方向性判断）

妊婦・妊産婦の不安や悩みを聞き取り、安心して子どもを産み、子育てをすることができる相談支援の体制整備を行うとともに、産後ケア事業や多胎児家庭支援事業、こども誰でも通園制度の実施など、育児の負担軽減に取り組みます。



◆ 意思決定（具体的な行動プラン）

【主要施策】

① 不妊治療費の負担軽減（再掲）

- 妊娠を望む家族が適切な医療を受けられるよう、不妊治療に要した医療費のうち、健康保険適用分の本人負担額の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。

② 妊婦・妊産婦のサポート

- 妊婦等包括相談支援事業として、妊娠時から妊婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを持てるようにする面談や必要な支援につなぐ伴走型相談支援を行うとともに、妊婦支援給付金を支給し、妊婦等の身体的・精神的ケアと経済的支援を行います。
- 妊婦とパートナーに向けた教室を開催することにより、出産に向けての心構えを持つことができるように働きかけをします。
- 出産後の「こんにちは赤ちゃん訪問」や「産後ケア事業」等を推進することにより、産婦の負担軽減を図り、親子がより健康に過ごせるようサポートします。
- 双子や三つ子等の多胎児の保護者及び多胎児を妊娠中の妊婦を対象に、家事援助、自宅での一時預かり、外出支援等を行い、育児不安や負担を軽減します。

③ 母子の健康と発育発達のサポート

- 乳幼児健康診査の結果により、子どもにとって必要なサポートに早期につなげます。
- 育児の悩み等を解消できるように、保護者の話を丁寧に聞き、共に考える姿勢で発育発達支援を行います。
- 幼児健康診査事後指導教室やフォローアップ親子教室等を開催し、親子にあわせた支援の方向性を決めていくとともに、親が子どもに対してどのような関わりが必要かを認識できる機会をつくります。
- 保育所等を巡回訪問し、子どもの発達状況や行動を客観的に把握した上で、支援の方向性について施設職員への助言・指導や、保護者との個別相談を実施します。

④ 地域子育て支援拠点事業の推進

- 0歳から概ね3歳までの子どもとその保護者、妊婦を対象に、気軽に交流や保健師等への相談ができる親子ひろばを各中学校区で開催し、親子の出会いと交流、そして共に子育てを愉しむ機会をつくります。

⑤ こども誰でも通園制度の実施

- 保育所や幼稚園、認定こども園等に通っていない子どもを対象に、保護者の就労要件を問わず月一定時間まで保育所などの施設に通園できる「こども誰でも通園制度」を実施します。



▲ 地域子育て支援拠点事業の様子

基本施策3 学童期・思春期のサポート

◆ 観察（情報収集・現状認識）

学童期・思春期は、心身の発達、成長に応じて活動の場や環境が大きく変わるとともに、人との関わりも大きく広がります。子ども・若者からの意見聴取では、子ども・若者の尊厳を大切に、その声を聴くことで自己肯定感が高まり、主体性が育まれることがうかがえます。また、楽しいと思う瞬間として、友達と過ごす時間のほか、趣味の活動や推し活¹⁴、インターネットでの交流などが挙げられ、居心地の良い場所・機会・人として、自宅、家族や友達という回答が多く挙げられたほか、図書館、部活動、インターネットでの交流という声がありました。



◆ 状況判断（方向性判断）

文部科学省が作成した幼保小の架け橋プログラムを踏まえた幼保小の円滑な接続や、専門職によるケアにより、心と体の成長・発達をサポートするとともに、人・活動・地域との多様な出会いを創出します。



◆ 意思決定（具体的な行動プラン）

【主要施策】

① 幼保小中連携の推進

- 地域や家庭の環境にかかわらず、全ての子どもが、格差なく質の高い学びへ接続できるよう、幼保小の関係者が連携し、「知多市架け橋期カリキュラム」を活用して、幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続の改善を図ります。
- 小中の教職員が学校訪問や学校公開日などで交流し、子どもの様子や学習状況など把握できるようにして、小中学校教育の円滑な接続を進めます。

② いじめの防止

- いじめ防止対策推進法に基づいた対応の徹底を図るとともに、道徳科や学級活動等において、全ての子どもが自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるよう働きかけるなど、いじめの未然防止教育を推進します。
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど専門家チームと連携した教育相談体制を整備するとともに、1人1台端末を活用した教育相談機能の充実を図ります。

③ 子どもへの多様なケア

- 小中学校では、通常の教育相談に加えて、1人1台端末の活用による教育相談機能、電話・SNS等を活用した相談体制を整備するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家チームで対応できる体制の充実を図ります。

¹⁴ 推し活 自分が応援している対象に時間と金銭を費やすファン活動。推し活と幸福度（well-being）との関係や、精神面・経済面に与える影響などの研究も進められている。

- 児童センターでは、指導員が子どもと共に遊びながら様子を見守り、日常的な会話を通じて利用者のケアを行います。また、こども家庭センターを核として、各機関の福祉専門職が要支援家庭の子どもの声を直接受け止め、その想いに寄り添いながらきめ細やかに支援します。

④ 校則やルールの見直し

- 校則は、各学校がそれぞれの教育目標を達成するために、学校や地域の状況に応じて、必要かつ合理的な範囲内で定めるものであるという視点に基づき、校則の見直しを行う場合には、子どもからの要望や希望と、学校運営協議会や学校評価アンケートなどを通して保護者や地域住民の校則に対する想いを収集しながら、生徒指導委員会等で検討していきます。

⑤ 多様な居場所づくり

- 家庭や学校の居心地が悪く居場所がない子どもに、一人ひとりに応じたきめ細やかな支援を行うための居場所を設置します。
- 居心地が良いと感じられる場との出会い・接点が地域の中に広がるよう、放課後児童クラブや放課後子ども教室、児童センター、図書館、公園など、多様な場・機会を公設で設置するとともに、子ども食堂、地域食堂、多世代・多文化交流サロンなど、市民主体の多様な場づくりを様々な形で応援します。

⑥ 文化芸術・スポーツを愉しむ環境づくり

- 文化芸術を愉しむ場を提供するため、現在活動しているジュニアサークルを中心に支援します。
- 令和7年9月から休日の部活動が廃止されることに伴い、休日の活動において、地域の文化芸術・スポーツ活動団体や公共施設などの地域人材・資源を有効活用し、将来にわたり子どもたちが文化芸術・スポーツ活動等に親しむことができるよう支援します。



▲ 子ども食堂の様子

基本施策4 青年期のサポート

◆ 観察（情報収集・現状認識）

青年期は、進学や就労など、自身の今後のライフコースを考えながら社会に参加していく重要な時期です。引きこもりを経験した当事者へのインタビューでは、「つながり」という言葉が出る場面が多くあり、自分のことを気にかけてくれる人との出会いと緩やかなつながりから、社会とのつながりに広がるなど、人との出会いが暮らしや社会参加に影響を及ぼすことがうかがえます。



◆ 状況判断（方向性判断）

新しい人や機会との出会いの場をつくり、進学や就労など、若者自身の意思決定とその実現をサポートするとともに、様々な不安や悩み、葛藤を抱えた若者への相談支援とそれぞれの希望を叶えるための伴走支援を行います。



◆ 意思決定（具体的な行動プラン）

【主要施策】

① 就労のサポート（再掲）

- 市商工会等との連携により市内に立地する企業の魅力を伝える企業展を開催し、地元で働き、暮らすライフコースを希望する若者が企業と出会う機会を提供します。

② 若者支援センターによるサポート

- 青少年会館に設置する「若者支援センター」を核として、不登校やひきこもり、就労等で悩む子ども・若者とその家族への相談支援を行うとともに、小グループでのグループワークを通じて同じ悩みを持つ方の交流の機会を提供します。
- 不登校や高校中退の状況にある当事者の次の進路を考える会の開催や就労体験事業などを実施し、一人ひとりの希望に寄り添いながらサポートします。
- 不登校やひきこもり状況にある当事者の中には、市外での支援を望むことがあるため、市外の支援機関と連携強化を図ります。

③ 重層的支援体制整備事業の推進

- 相談支援、参加支援、地域づくり支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業を活用し、若者の支援ニーズに合わせて、伴走型の相談支援を行うとともに、社会参加支援や新たな活動の創出支援などに取り組みます。



▲ 若者支援センターにおける
グループワークの様子

◆ 重要業績評価指標（KPI）

評価指標	現状値	目標値（方向性） （令和11年度）
① 産婦健康診査受診率	1回目 86.6% 2回目 93.7% （R5年度実績）	1回目 90.0% 2回目 95.0%
② いじめの重大事態の発生件数	0件 （R5年度実績）	0件
③ 子ども食堂・地域食堂の実施か所数	11か所 （R6.4.1）	↑
④ 「子どもが地域や家庭で安心して育てられている」と思う市民の割合	74.7% （R6年度調査）	↑

基本目標2 子ども・子育て家庭への切れ目のないサポート

子ども・子育て家庭が抱える様々な不安や問題を受け止め、解消に向けて切れ目のない支援を行うとともに、一人ひとりの自分らしい選択と実現をサポートします。

基本施策1 子どもの貧困・ひとり親家庭等へのサポート

◆ 観察（情報収集・現状認識）

子どもの貧困は、経済的な困窮にとどまらず、子どもの学習面や生活面、心理面にも影響を及ぼします。令和2年の国勢調査によると、本市の母子世帯数は340世帯、父子世帯数は56世帯です。令和4年の国民生活基礎調査によると、子どもがいる現役世帯で、かつ大人が1人である世帯の貧困率¹⁵は44.5%で、大人が2人以上の世帯の貧困率（8.6%）に比べて非常に高くなっています。



◆ 状況判断（方向性判断）

ひとり親世帯や経済的に困窮している世帯などの支援が必要な家庭の把握に努め、経済的支援、子どもの学習支援、就業等の自立支援など、世帯の状況に応じてサポートします。



◆ 意思決定（具体的な行動プラン）

【主要施策】

① 妊婦・妊産婦のサポート（一部再掲）

- 妊婦等包括相談支援事業として、妊娠時から妊婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを持てるようにする面談や必要な支援につなぐ伴走型相談支援を行うとともに、妊婦支援給付金を支給し、妊婦等の身体的・精神的ケアと経済的支援を行います。

② 就学援助費による教育費の負担軽減

- 子どもを小中学校へ通学させるのに経済的な理由でお困りの方に、学校生活に必要な費用（学用品購入費や学校給食費、修学旅行費など）を援助します。

③ 子どもの学習支援

- 生活保護世帯、就学援助世帯の中学生を対象に復習や学び直しの機会の提供と、進路相談、生活相談などを行う学習支援事業を実施し、一人ひとりの個性、意欲や希望を尊重し丁寧にサポートします。

④ 家庭の状況に応じたケア

- 母子父子自立支援員等が離婚前相談において養育費に関する助言を行うとともに、ひとり親家庭の状況に応じた自立支援プランを共に考え、児童扶養手当や遺児手当、就業に向けた資格取得費用等に係るひとり親家庭等自立支援給付金の支給などにつなげます。

¹⁵ 貧困率 貧困線（等価可処分所得の中央値の半分）に満たない世帯員の割合。

- 生活困窮に関するワンストップ型の相談窓口として、自立生活サポートセンター¹⁶を設置し、経済的な課題を抱える人からの生活と就労に関する相談支援を行うとともに、住居確保給付金の支給、無料職業紹介などにより、就労と家計改善をサポートします。
- ⑤ **医療費の負担軽減（再掲）**
 - 子育て家庭が経済的負担を心配することなく医療を受けられるよう、高校生世代まで通院・入院に係る保険診療の自己負担分を助成する子ども医療費や、母子家庭等医療費などの福祉医療事業を実施します。

¹⁶ 自立生活サポートセンター 市社会福祉協議会との連携により設置する相談支援機関で、相談者の困りごとを整理し支援プランを作成する自立相談支援事業のほか、家計収支の見直しを行う家計改善支援事業、無料職業紹介事業、フードバンク事業などを実施している。

基本施策2 障がいのある子どもへのサポート

◆ 観察（情報収集・現状認識）

児童発達支援や放課後等デイサービス、障害児相談支援など、発達の遅れや障がいのある子どもを対象とした福祉サービスの利用は、年々増加傾向にあります。アンケート調査結果においても、就学前児童の保護者では、子育て支援の充実を望むこととして「障がいのある子どもやその家族に対する支援体制の充実」が上位の回答となっています。



◆ 状況判断（方向性判断）

発育・発達の課題を早期に見出し、一人ひとりのニーズに合わせて適切なサポートにつなげるとともに、特別支援保育・教育の充実に取り組みます。



◆ 意思決定（具体的な行動プラン）

【主要施策】

① 発育発達の課題の早期発見と早期サポート（一部再掲）

- 乳幼児健康診査の結果により、子どもにとって必要なサポートに早期につなげます。
- 育児の悩み等を解消できるように、保護者の話を丁寧に聞き、共に考える姿勢で発育発達支援を行います。
- 発達に心配がある子どもの就園後に、市内の幼稚園、保育所等に発達相談員が出向き、園と家庭が協力して子どもへの対応ができるよう、虹色ちたっこ相談を実施します。

② 児童発達支援センターの充実

- 訪問支援員が、障がいのある乳幼児を預かる保育所等へ訪問し、専門的援助や助言を行います。
- 個別支援計画を作成し、個々の状況にあったサービスの利用を促進します。

③ 障害福祉サービス等の給付

- 障がい児相談支援事業所において、発達や障がいなどの相談に応じるとともに、相談支援専門員が一人ひとりのニーズに合わせて障害福祉サービス等の利用計画を作成します。
- 障害福祉サービス等の支給決定を行い、児童発達支援や放課後等デイサービスなどを給付します。

④ 医療的ケア児のサポート

- 保育所等で医療的ケア児の受け入れができるよう、看護師の配置等体制を整えます。
- 地域の関係機関等と連携を図るとともに、保育所等で医療的ケア児を受け入れるための「ガイドライン」を作成し、安全に受け入れるための体制を整えます。
- 医療的ケア児に必要な支援をつなげられるよう、医療的ケア児等コーディネーターを配置するとともに、関係機関と連携して医療的ケア児向けのガイドブックを作成します。

⑤ 特別支援教育の充実

- 障がいのある子どもと障がいのない子どもが可能な限り共に安全・安心に過ごすために、一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びの場の整備・充実させ、インクルーシブ教育システムの実現に向けた取組を進めます。
- 多様なニーズを有する子どもへの対応として特別支援教育支援員や、通常の学級での学びを支援する生活支援員の充実を図ります。併せて、通級指導教室の設置を進め、通常の学級に在籍する支援を必要とする子どもたちへのサポートを充実させます。
- 教職員一人ひとりの特別支援教育への力量を向上させるために、定期的に研修会を行います。併せて、特別支援教育コーディネーターを中心として、個別の教育支援計画の活用を図り、きめ細かな指導・支援を進めます。

基本施策3 要支援家庭・ヤングケアラーへのサポート

◆ 観察（情報収集・現状認識）

児童虐待は、子どもたちの権利を侵害する重大な問題です。令和5年度の愛知県児童相談センターにおける児童虐待相談対応件数は、7,073件と過去最多件数を更新しました。また、ヤングケアラー¹⁷は、家族をケアすることで、子ども・若者としての健やかな成長と自立に向けた移行期における必要な時間を奪われ、重い負担を抱えています。令和3年度に愛知県が実施したヤングケアラー実態調査によると、小学5年生の2.9%、中学2年生の2.2%が、自分は「ヤングケアラーに当てはまると思う」と回答しています。



◆ 状況判断（方向性判断）

子ども・若者の尊厳と安心して暮らせる権利を守り、自分らしく生きられるよう、日頃から子ども・若者の様子に気を配り、SOS等をキャッチした場合には、当事者の意思を尊重しつつ機動的に対処するなど、関係機関の連携により重層的な支援体制の整備を進めます。



◆ 意思決定（具体的な行動プラン）

【主要施策】

① 児童虐待の防止対策

- こども家庭センターを核とした関係機関の緊密な連携により、不適切な養育につながる可能性のある子育て家庭の支援ニーズを把握し、サポートプランの作成を始め、個々の状況に応じた具体的な支援につなげていきます。
- 保育所や学校等の子どもに接点を持つ機関において、当事者からのSOSをキャッチした場合には、当事者の意見を尊重しつつ機動的に対処します。

② 身近な相談支援体制の整備

- 子どもと子育て家庭との接点を持つ機関が、それぞれの特性に応じて相談支援を行い、支援ニーズに合わせて適切な機関につながります。
- 子育て総合支援センターにおいて、子育ての悩みや不安、子どもの発達などへの相談支援、心理士によるカウンセリングや発達心理テストなどを行います。
- 住民に身近な保育所等の子育て支援の施設や場所を活用した地域子育て相談機関¹⁸の設置について検討し、人材確保等の体制整備を行い、順次設置します。

¹⁷ ヤングケアラー 子ども・若者育成支援推進法第2条において、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」と定義。

¹⁸ 地域子育て相談機関 児童福祉法第10条の3の規定により、地理的条件や社会的条件等を総合的に勘案し、保育所等の子育て支援の施設や場所において全ての子育て世帯や子どもが相談することができる機関の整備が市町村の努力義務とされたもので、中学校区に1か所の設置が目安とされる。

- 市社会福祉協議会との連携により令和6年度から設置したコミュニティソーシャルワーカーと市教育委員会が設置するスクールソーシャルワーカーの連携を図り、個別支援と社会的支援を重層的に展開します。

③ 家庭支援事業等の推進

- 様々な事情により養育に困難を抱える子育て家庭に訪問し、家事や子育てのサポートを行う子育て世帯訪問支援事業や、レスパイト¹⁹等を目的に親子又は子どもが入所する子育て短期支援事業を実施します。

④ ペアレント・トレーニングによるサポート

- 保護者同士が出会い、グループの中で子育ての悩みを共有するとともに、具体的に子どもとの関わり方や環境調整の工夫を学び合うペアレント・トレーニングの場を提供し、個性に合わせた親子双方の成長をサポートします。

⑤ ヤングケアラーへのサポート

- 学校等の関係機関を通じたアンケートや、高齢者福祉、障がい福祉等の関係機関との連携により、ヤングケアラーの把握に努め、各家庭の状況に応じた個別具体的な支援につなげます。

⑥ 多様な居場所づくり（一部再掲）

- 家庭や学校の居心地が悪く居場所がない子どもに、一人ひとりに応じたきめ細やかな支援を行うための居場所を設置します。
- 居心地が良いと感じられる場との出会い・接点が地域の中に広がるよう、放課後児童クラブや放課後子ども教室、児童センターや親子ひろば、図書館や公園など、多様な場・機会を公設で設置するとともに、子ども食堂、地域食堂、多世代・多文化交流サロンなど、市民主体の多様な場づくりを様々な形で応援します。

¹⁹ レスパイト 休息や息抜きという意味で、介護や育児などを行っている人が休養できるようにすること。

基本施策4 不登校の子どもへのサポート

◆ 観察（情報収集・現状認識）

令和5年度における本市の不登校児童生徒の割合は、小学生は3.5%、中学生は9.0%で、前年度を上回り増加傾向にあります。不登校は、本人・家庭・学校に関わる様々な要因が複雑に関わっている場合が多く、取り巻く環境によってはどの子どもにも起こり得るもので、問題行動ではないことに配慮し、子どもの最善の利益を最優先にした支援が求められます。不登校や引きこもり経験者へのインタビューでは、不登校・ひきこもり当時を振り返り、「心が疲れていた」という声が聞かれ、当事者の「心のエネルギー」や「自尊感情」の視点からのエンパワメント²⁰が大切であることがうかがえます。



◆ 状況判断（方向性判断）

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等による学校における相談支援体制を整備するとともに、子ども自身が進路等を考え社会的に自立することを目指して、教育と福祉の連携強化を図り重層的にサポートします。



◆ 意思決定（具体的な行動プラン）

【主要施策】

① 小中学校における相談支援体制の整備

- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの専門家にいつでも相談できる体制を整備します。併せてICT等を活用した学習支援、NPOやフリースクール等との連携など、不登校の子どもへの支援体制を整備し、アウトリーチを強化します。

② 多様な学びの場の確保

- ICTを活用してオンライン等で、不登校の子どもと在籍校をつないだり、自宅にいる子ども・保護者へ学習・相談支援を行ったりするなど支援体制を整備します。また、学校生活適応指導教室の充実や、校内教育支援センターの機能強化を図ります。

③ 福祉専門職等による重層的支援

- こども家庭センターや子育て総合支援センターの福祉専門職がアウトリーチし、子どもと保護者に働きかけ登校をサポートするほか、民生委員・児童委員やファミリー・サポート・センター事業の提供会員なども登校をサポートします。
- 市社会福祉協議会との連携により設置するコミュニティソーシャルワーカーと市教育委員会が設置するスクールソーシャルワーカーの連携を図り、不登校の背景へのソーシャルワーク²¹を展開します。

²⁰ エンパワメント 人が本来的に持っている力を引き出し、取り戻すための人と人との関わりを指す。

²¹ ソーシャルワーク 生活課題に取り組み、身体的・精神的・社会的に幸福な状態（well-being）を高めるよう、人々や様々な構造に働きかけること。

④ 若者支援センターによるサポート（再掲）

- 青少年会館に設置する「若者支援センター」を核として、不登校やひきこもり、就労等で悩む子ども・若者とその家族への相談支援を行うとともに、グループワークを通じて同じ悩みを持つ方の交流の機会を提供します。
- 不登校や高校中退の状況にある当事者の次の進路を考える会の開催や就労体験事業などを実施し、一人ひとりの希望に寄り添いながらサポートします。
- 不登校やひきこもり状況にある当事者の中には、他人の目を気にして、市内で支援を受けづらいという方も多いため、市外の支援団体と連携した支援体制の構築を図ります。

◆ 重要業績評価指標（KPI）

評価指標	現状値	目標値（方向性） （令和11年度）
① 地域子育て相談機関の設置数	0 か所 (R6.4.1)	5 か所
② ひとり親家庭等自立支援事業利用者数	12 人 (R5 年度実績)	↑
③ 障害児相談支援におけるセルフプラン率	2.1% (R5 年度実績)	↓
④ 不登校児童生徒の発生率	小学生 3.5% 中学生 9.0% (R5 年度実績)	全国平均未満
⑤ 若者支援センター事業の利用者数	104 人 (R5 年度実績)	↑
⑥ 「身近なところで相談でき、支えてもらえる福祉の制度・活動がある」と思う市民の割合	55.7% (R6 年度調査)	↑

基本目標3 一人ひとりの可能性を広げる人づくり

子ども・若者が、様々な出会い、学び、体験を通じて成長し、自分の広がる可能性にワクワクしながら未来を切り開くことができるようサポートします。

基本施策1 幼児教育・保育の充実

◆ 観察（情報収集・現状認識）

アンケート調査では、平日に定期的に利用したい教育・保育施設について、「認可保育所」が最も多く、次いで「幼稚園」、「認定こども園」が挙げられました。保育所については、少子化により子どもが減っている中、園児数は横ばいで推移しており、保育所への高いニーズがうかがえます。



◆ 状況判断（方向性判断）

保護者のニーズに対応できるよう、保育者の確保と育成を図り、幼児教育・保育機能の体制整備を行うとともに、医療的ケア児を含めて特別支援保育の充実に取り組みます。



◆ 意思決定（具体的な行動プラン）

【主要施策】

① 保育者の確保・育成

- 保育者が働きやすい職場づくりを進めます。
- 能力向上やキャリアアップのための研修を行います。
- 保育士養成課程のある大学等へ保育者を派遣し、学生に向けて現場の紹介をするとともに、学生ボランティアの受入れなどを行い、現場の魅力発信に努めます。
- SNSなどを活用した人材の確保や、経験者採用枠を設けるなど、幅広い人材の確保に努めます。

② 多様な遊び・体験の機会の提供

- 子どもが豊かな感性や自己肯定感を育むことができるよう、アタッチメント（愛着）を基盤とした豊かな遊びと体験ができる機会を保障していきます。
- 地域とのつながりを持ちながら、日常の保育に様々な体験ができる機会を取り入れます。

③ 多様な支援ニーズへの対応（一部再掲）

- 外国にルーツがある子どもの受入体制を整えるとともに、子どもの国籍、障がいの有無等に関係なく幼児教育・保育を提供できるよう、環境整備に努めます。
- 特別支援クラス、併行通園の体制整備を進め、支援を必要とする子どもへのサポートを図ります。
- 保育所等で医療的ケア児の受入ができるよう、看護師の配置等体制を整えます。

- 地域の関係機関等と連携を図るとともに、保育所等で医療的ケア児を受け入れるための「ガイドライン」を作成し、安全に受け入れるための体制を整えます。
- ④ **安全・安心で快適な保育環境の整備**
 - ニーズの変化に対応し、安全・安心で快適な環境の下で適切な保育を行うため、第6次総合計画実施計画に基づき、老朽化する公立保育所の園舎や空調設備を改修するなど、計画的に保育環境の整備を進めます。

基本施策2 学校教育の充実

◆ 観察（情報収集・現状認識）

小学校、中学校で過ごす9年間は、子どもたちが将来、社会に生きる市民として、職業生活、市民生活、文化生活などを充実して過ごせるような「人間力」や「生きる力」を育む大切な時間です。子ども・若者からの意見聴取では、学校生活の充実度や満足度を左右するものとして、先生や友達との関係、学業、学校行事や部活動など多岐にわたる内容が挙げられる一方で、自分らしく居られるかどうか、自己肯定感を感じられるかどうかの影響していることがうかがえます。



◆ 状況判断（方向性判断）

子どもたちが、自分の思い描く未来に向かって自ら可能性を広げられるよう、主体的で探究的な学びの機会をつくとともに、多様性と包摂性のある学びの場づくりを行います。



◆ 意思決定（具体的な行動プラン）

【主要施策】

① 次代の社会で活躍できる機会づくり

- 中学生の海外派遣事業など海外の文化や教育に直接ふれる経験を通して、グローバルに活躍する人材育成を推進します。
- 子どもが自分の描く未来に向かって、学び続けられる姿勢を育むために、子どもたちが自分で学習課題を設定し、学び方を選んで、探究するような授業を実践していきます。

② キャリア教育の推進（再掲）

- 子ども・若者が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通し、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けられるよう職場体験・インターンシップ等の体験的な学習活動を充実させます。
- 自身の変容や成長を自己評価できる「キャリア・パスポート」を活用し、自らの学習状況やキャリア形成について振り返ったり、見通しをもたせたりしながら、主体的に学びに向かい、自己実現ができるようにサポートします。

③ 教育DXの推進（一部再掲）

- デジタル社会の実現に向け、知多市学校教育情報化推進計画（知多市版 GIGA スクール構想）に基づき、子どもたちの情報活用能力の育成を図ります。
- 1人1台端末やデジタル教科書の活用などを進め、一人ひとりの子どもの可能性を伸ばしながら、教職員が本来求められる役割に対してその力を存分に発揮できるよう、学校における働き方改革や処遇改善、指導・運営体制の充実を一体的に推進します。

④ 特別支援教育の充実（再掲）

- 障がいのある子どもと障がいのない子どもが可能な限り共に安全・安心に過ごすために、一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びの場の整備・充実させ、インクルーシブ教育システムの実現に向けた取組を進めます。
- 多様なニーズを有する子どもへの対応として特別支援教育支援員や、通常の学級での学びを支援する生活支援員の充実を図ります。併せて、通級指導教室の設置を進め、通常の学級に在籍する支援を必要とする子どもたちへのサポートを充実させます。
- 教職員一人ひとりの特別支援教育への力量を向上させるために、定期的に研修会を行います。併せて、特別支援教育コーディネーターを中心として、個別の教育支援計画の活用を図り、きめ細かな指導・支援を進めます。

⑤ 外国にルーツがある子どもへのサポート

- 外国人の子どもの就学を促進するため、就学前から情報収集し、就学ガイダンスや日本語指導体制等の情報を提供します。
- 日本語初期指導教室や日本語適応指導教室を配置し、その子の日本語能力に応じたきめ細やかな教育を提供できるようにします。
- 保護者等への連絡文書を多言語で翻訳し、情報提供できるよう環境整備に努めます。

⑥ 安全・安心で快適な学習環境の整備

- ニーズの変化に対応し、安全・安心で快適な環境の下で適切な教育を行うため、第6次総合計画実施計画に基づき、老朽化する校舎等の改修や空調設備の整備など、計画的に学習環境の整備を進めます。
- 安全かつ安定的においしい給食を提供できるよう、第6次総合計画実施計画に基づき、計画的に老朽化する調理設備の更新を進めます。

基本施策3 多様な体験と活躍の機会の提供

◆ 観察（情報収集・現状認識）

遊びや体験活動は、子ども・若者の健やかな成長の原点となるものです。一方で、家庭の経済状況や暮らす地域の環境、親世代の子ども時代における遊びや体験の不足などから、子どもの体験格差が指摘されています。アンケート調査においても、子育て支援の充実を望むこととして「親子で参加できるイベントの充実」が最も多く挙げられており、子どもの成長・発達につながる遊びや体験の機会に対するニーズが高まっています。



◆ 状況判断（方向性判断）

身近にある自然や地域の文化を生かした遊びや体験の機会をつくるとともに、地域福祉活動の実践やコミュニティスクールの活動などを通じて、地域の大人と出会い、つながり合う機会をつくります。



◆ 意思決定（具体的な行動プラン）

【主要施策】

① 多様な遊び・体験の機会の提供

- こども未来館、児童センター、放課後子ども教室などでは、様々な工作、体を使った遊びや体験の機会を提供します。
- 佐布里緑と花のふれあい公園では、プレーパークやカヌー体験など、自然とふれあう機会を提供します。
- 歴史民俗博物館では、綿から糸を紡ぎ布になる過程を学ぶ教室やはた織り体験、ジュニア・アート教室など、地域の歴史や文化を学ぶ機会を提供します。
- 公立の保育所・幼稚園、小中学校では、子どもたちが参加できる体験事業の情報を、情報配信アプリを用いて配信します。
- 市内の高等学校では、市職員や地域住民が「まちの先生」となり、地域活性化を始め様々な分野の学びと体験の機会を提供します。

② 地域福祉活動・ボランティア活動の機会の提供

- 市社会福祉協議会の社会福祉協力校となっている小中学校では、福祉を「ふだんのくらしのしあわせ」の視点で捉え、自分の住む地域に暮らす人たちと、共に生き、共に学び、共に考える力を育む福祉体験学習を実施します。
- 各小中学校では、地域等からのボランティア募集情報を、情報配信アプリを用いて配信します。
- 市総合ボランティアセンターでは、中学生以上の子どもを対象に、サロンやボランティア団体などの活動を体験できる機会を提供します。

③ コミュニティスクールの推進

- 既存の地域と学校の体制をもとに、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるため、学校を核とした地域づくりを目指します。

④ 子ども・若者の社会参加

- 子ども・若者がまちづくりへの参加を通じて、自己肯定感やシチズンシップ²²、シビックプライド²³を育む機会として、当事者が事業の企画・実施に関わる当事者参加型で「二十歳のつどい」を開催するほか、市民主体の活動を様々な形でサポートします。



▲ 子どもたちが企画・運営する「こどものまち in ちた」の様子

◆ 重要業績評価指標（KPI）

評価指標	現状値	目標値（方向性） （令和11年度）
① 「自分には、よいところがあると思う」の質問に肯定的な回答をした児童生徒の割合	小学校 81.8% 中学校 78.2% (R5 年度調査)	↑
② コミュニティスクールの導入学校数	小学校 1校 中学校 0校 (R5 年度末)	小学校 7校 中学校 3校
③ 「将来の夢や目標をもっている」の質問に肯定的な回答をした児童生徒の割合	小学校 85.1% 中学校 69.4% (R5 年度調査)	↑
④ 「青少年が地域の行事やボランティア活動に参加している」と思う市民の割合	28.0% (R6 年度調査)	↑

²² シチズンシップ 他者を尊重しながら、市民として社会に参加し、その役割を果たす市民性をいう。日本を含め、各国でシチズンシップ教育が進められている。

²³ シビックプライド 自分自身が地域の構成員であることを自覚し、自分たちのまちを自分たちでより良いものにしていこうという意志を含んだ「地域への誇りと愛着」をいう。

基本目標4 子ども・子育て家庭を応援する地域づくり

人と地域のゆるやかなつながりの中で、次代を築く子ども・子育て家庭を応援する地域づくりを進めます。

基本施策1 共働きを応援する地域づくり

◆ 観察（情報収集・現状認識）

国勢調査による女性の労働力率の推移（図表2-9）のとおり、女性の労働力率が高まっています。アンケート調査では、就学前児童及び小学生のいずれも就労している母親が約8割で、子どもの年齢を問わず共働き世帯が多いことがうかがえます。主に子育てをしている人については、就学前及び小学生のいずれも「父母ともに」の回答が6割を超えているものの、「主に母親」の回答が約3割となっています。また、子ども・若者からの意見聴取では、子どもを持つことについて、「子育てと仕事の両立が不安。女性は働く環境次第。メリットとデメリットの両方を感じる」という意見がありました。



◆ 状況判断（方向性判断）

共働き世帯が安心して子どもを預けられるよう、受入体制を整備するとともに、家事・育児におけるジェンダーバイアス²⁴、アンコンシャスバイアス²⁵の解消に取り組みます。



◆ 意思決定（具体的な行動プラン）

【主要施策】

① 待機児童対策

- 保育所等再整備計画2020に基づいて、市内保育所の適正配置を進め、待機児童の解消に努めます。

② 病児・病後児保育事業の実施

- 子どもの体調不良時に利用できる病児・病後児事業を東海市、西知多総合病院と連携して実施します。

③ 放課後児童クラブ事業の推進

- 放課後の子どもの安全・安心な居場所を確保するとともに、保護者自身のキャリアデザインを応援するため、小学校の余裕教室等を活用し、放課後児童クラブを設置します。
- 児童クラブ登録児童数の増加に合わせて、クラブの単位数を増やすなど、待機児童を発生させないよう必要な対策を実施します。

²⁴ ジェンダーバイアス 社会的・文化的な性別（ジェンダー）に対する偏見や固定観念などの思い込みを持つこと。

²⁵ アンコンシャスバイアス 自分自身では気づいていない「ものの見方や捉え方の偏り」をいう。

④ ジェンダーバイアスやアンコンシャスバイアスの解消（一部再掲）

- 知多市男女共同参画行動計画（知多市ウイズプランⅢ）に基づき、パパママ教室の中で父母が協力して育児をすることの大切さについて伝えるなど、様々な機会を捉えて家事・育児に関するジェンダーバイアスやアンコンシャスバイアスの解消に向けた啓発を行います。
- 一人ひとりが自分らしく生きられるよう、学校教育では教育活動を通じた男女共同参画への意識づくりや、性別にとらわれない幅広い進路選択をサポートします。



▲ 放課後児童クラブの様子

基本施策2 共育での地域づくり

◆ 観察（情報収集・現状認識）

ヒトの長い歴史を振りかえると、子育ては親だけが担うものではありませんでした。「共育」とは、「夫婦二人で」ということだけでなく、職場や地域も含め子どもを取り巻く「社会全体で」子どもを育てていくという視点が重要です。アンケート調査では、子育て支援の充実を望むこととして「市民主体の子育て活動の援助」が2番目に多く挙げられました。また、令和6年に実施した第6次知多市総合計画の中間評価に係る「知多市の未来を考える市民アンケート調査」では、「子どもが地域や家庭で安心して育てられている」と思う市民の割合は、74.7%で、元年度に実施したアンケート調査を0.1ポイント下回りました。



◆ 状況判断（方向性判断）

親子ひろばやファミリー・サポート・センター事業の実施、子ども食堂やサロン活動への支援など、親も子も緩やかに人とつながり、自分らしく居られる場が地域の中にあり、相互に支え合いながら、暮らしやすいと感じられる地域づくりを進めます。



◆ 意思決定（具体的な行動プラン）

【主要施策】

① 地域子育て支援拠点事業の推進（再掲）

- 0歳から概ね3歳までの子どもとその保護者、妊婦を対象に、気軽に交流や保健師等への相談ができる親子ひろばを各中学校区で開催し、親子の出会いと交流、そして共に子育てを愉しむ機会をつくります。

② ファミリー・サポート・センター事業等の推進（一部再掲）

- 乳幼児や小学生の子どもへの預かりや、妊娠中の家事援助などのサポートを求める依頼会員と提供会員の仲介を行うとともに、依頼会員からの謝礼金に市費で上乗せ支給するなど、ファミリー・サポート・センター事業を推進し、共育での地域づくりを進めます。
- 双子や三つ子等の多胎児の保護者及び多胎児を妊娠中の妊婦を対象に、家事援助、自宅での一時預かり、外出支援等を行い、育児不安や負担を軽減します。

③ 多様な居場所づくり（一部再掲）

- 居心地が良いと感じられる場との出会い・接点が地域の中に広がるよう、放課後児童クラブや放課後子ども教室、児童センターや親子ひろば、図書館や公園など、多様な場・機会を公設で設置するとともに、子ども食堂、地域食堂、多世代・多文化交流サロンなど、市民主体の多様な場づくりを様々な形で応援します。

④ コミュニティスクールの推進（再掲）

- 既存の地域と学校の体制をもとに、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるため、学校を核とした地域づくりを目指します。

⑤ 多文化共生の推進

- 外国にルーツがある子どもの居場所づくりとして、外国人子どもサロン等を開催するとともに、年齢に応じた生活学習支援（小学校入学前児童向け、小学生向け、中学生向け）をNPO法人等と連携して実施します。
- 保護者に対し、就学に関する案内文書などを6か国語に翻訳し、情報を伝達します。



▲ コミュニティスクールで
茶道を体験する様子

基本施策3 こどもまんなかの地域づくり

◆ 観察（情報収集・現状認識）

「こどもまんなか社会」は、当事者の視点を大切にすることで、子どもと子育て家庭にやさしい社会でもあります。主体的に地域の活動等に参加する子ども・若者からの意見聴取では、ほとんどの子ども・若者が「大人に意見を聞いてもらえた」と答えました。また、アンケート調査では、子育て支援の充実を望むこととして「授乳室や調乳室の設置など、公共施設の環境整備」も数多く挙げられました。



◆ 状況判断（方向性判断）

暮らしの様々な場面で子どもの声に耳を傾け、その想いを大切にするとともに、子どもと子育て家庭が安心して暮らしを愉しむことができる地域づくりを進めます。



◆ 意思決定（具体的な行動プラン）

【主要施策】

① 当事者の意見の尊重

- こども基本法、知多市子ども条例に基づき、子どもの権利が守られるよう、その権利の普及・啓発に取り組みます。
- 子ども・子育て家庭の当事者がまちづくりに参加できる機会の充実に努め、当事者の意見を大切にします。

② 子ども・若者の社会参加（再掲）

- 子ども・若者がまちづくりへの参加を通じて、自己肯定感やシチズンシップ、シビックプライドを育む機会として、当事者が事業の企画・実施に関わる当事者参加型で「二十歳のつどい」を開催するほか、市民主体の活動を様々な形でサポートします。

③ 子ども・子育て家庭の安全・安心づくり

- 子ども・子育て家庭が、交通事故や犯罪の被害にあわないよう、通学路等の点検・整備、登下校時の見守り、保育所や学校における日常生活に係る安全教育、家庭用防犯カメラの設置補助など、地域全体で安全・安心づくりを進めます。

④ 子ども・子育て家庭が使いやすい施設づくり

- 市役所新庁舎に授乳室、幼児用小便器、キッズスペースを備えた相談室を設置するなど、公共施設を整備する場合には、施設の特性に応じて子どもや子育て家庭が使いやすい施設づくりを進めます。

⑤ 子ども・子育て家庭が共に愉しめる施設づくり

- 第6次総合計画実施計画及び各個別計画に基づき、子どもの多様な遊び場や居場所を確保するとともに、親同士や地域住民の交流が広がるよう、当事者の声や民間のノウハウを生かして都市公園等の施設づくりを進めます。

⑥ 子ども・子育て家庭が快適に過ごせる施設づくり（一部再掲）

- ニーズの変化と施設・設備の老朽化に対応し、第6次総合計画実施計画及び各個別計画に基づき、こども未来館、保育所、学校の施設や空調設備の整備を行うなど、計画的に快適に過ごせる施設づくりを進めます。

◆ 重要業績評価指標（KPI）

評価指標	現状値	目標値（方向性） （令和11年度）
① 保育所等待機児童数	0人 (R6.4.1)	0人
② 放課後児童クラブ待機児童数	0人 (R6.4.1)	0人
③ ファミリー・サポート・センター事業利用件数	1,079件 (R5年度実績)	↑
④ 「普段の生活の中で助け合える地域になっている」と思う市民の割合	58.0% (R6年度調査)	↑
⑤ 「子どもが地域や家庭で安心して育てられている」と思う市民の割合	74.7% (R6年度調査)	↑

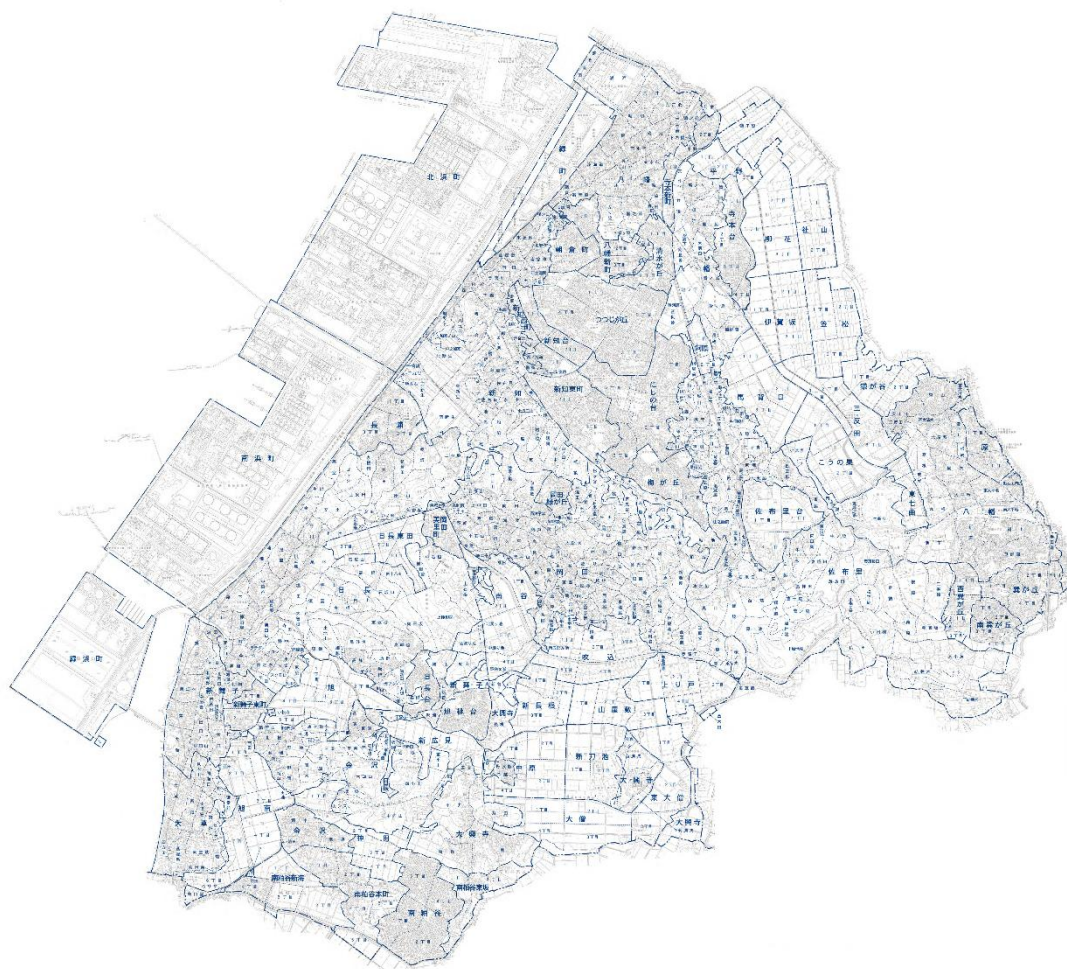
第4章 教育・保育の量の見込みと確保方策

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法において、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実状に応じ、保護者や子どもが家庭から容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定めることとされています。

本市の教育・保育提供区域の設定については、教育・保育施設や交通網等の整備状況のほか、利用実態等を踏まえ、市内の資源の効率的な活用を可能とし、多様なニーズに柔軟に対応できるよう、市全域を1区域とします。

なお、各事業の実施に当たっては、小学校区単位など、事業の特性や実状を踏まえて行うものもあります。



2 「量の見込み」算出の内容

子ども・子育て支援制度では、子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、5年間の「量の見込み」（利用に関するニーズ量）及び「確保方策」（量の見込みに対応する確保量と実施時期）を定めることとなっています。

本市では、国が示す基本指針や「量の見込み」の算出等のための手引きに基づき、令和5年度に実施したアンケート調査の結果や推計児童数、各事業の利用実績等を踏まえ、認定区分で量の見込みを算出するとともに、それに対応するための確保方策を定めます。

(1) 認定区分

国が示している給付支給要件（年齢と内閣府令で定める「保育の必要性」の認定）によって、3つの認定区分（1号認定、2号認定、3号認定）に分かれます（図表4-1）。

認定区分によって、給付を受給できる施設・事業が異なります（図表4-2）。

【図表4-1 認定区分】

認定区分	支給要件
1号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定の子ども以外のもの
2号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの
3号認定	満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

【図表4-2 利用可能施設】

		1号認定	2号認定		3号認定
		3歳以上	3歳以上		3歳未満
対象となる子ども		保育の必要性なし (幼児期の教育のみ)	保育の必要性あり		保育の必要性あり
			(教育ニーズあり)	(教育ニーズなし)	
利用可能施設	幼稚園	○	○		
	保育所			○	○
	認定こども園	○	○	○	○
	地域型保育事業				○

(2) 教育・保育に関する施設

確保方策に関する施設は以下のとおりです（図表4-3）。

【図表4-3 教育・保育に関する施設】

施設	内容
幼稚園	3歳から小学校入学までの幼児に対して、園生活全体を通して総合的に教育を行う教育施設です。
保育所	0歳から小学校入学前までの乳幼児に対して、就労等のため家庭保育のできない保護者に代わり養護と教育を一体的に行う保育を提供する児童福祉施設です。
認定こども園	0歳から小学校入学までの乳幼児に対して、保護者の就労状況等により在園時間の異なる乳幼児を受け入れ、教育と保育を一体的に提供する施設です。地域の子育て支援の役割も担います。
地域型保育事業	原則として保育が必要な3歳未満の子どもを保育所より少人数の単位で、保育する事業です。 小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業があります。
認可外保育施設	児童福祉法に基づく県知事等の認可を受けていない保育施設ですが、児童を保育するのにふさわしい内容や環境を確保しているかを確認するため、原則として県が年1回以上の立入調査を実施しています。 企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置する企業主導型保育事業もこれに当たります。

(3) 地域子ども・子育て支援事業

確保方策に関する事業は以下のとおりです（図表4-4）。

【図表4-4 地域子ども・子育て支援事業】

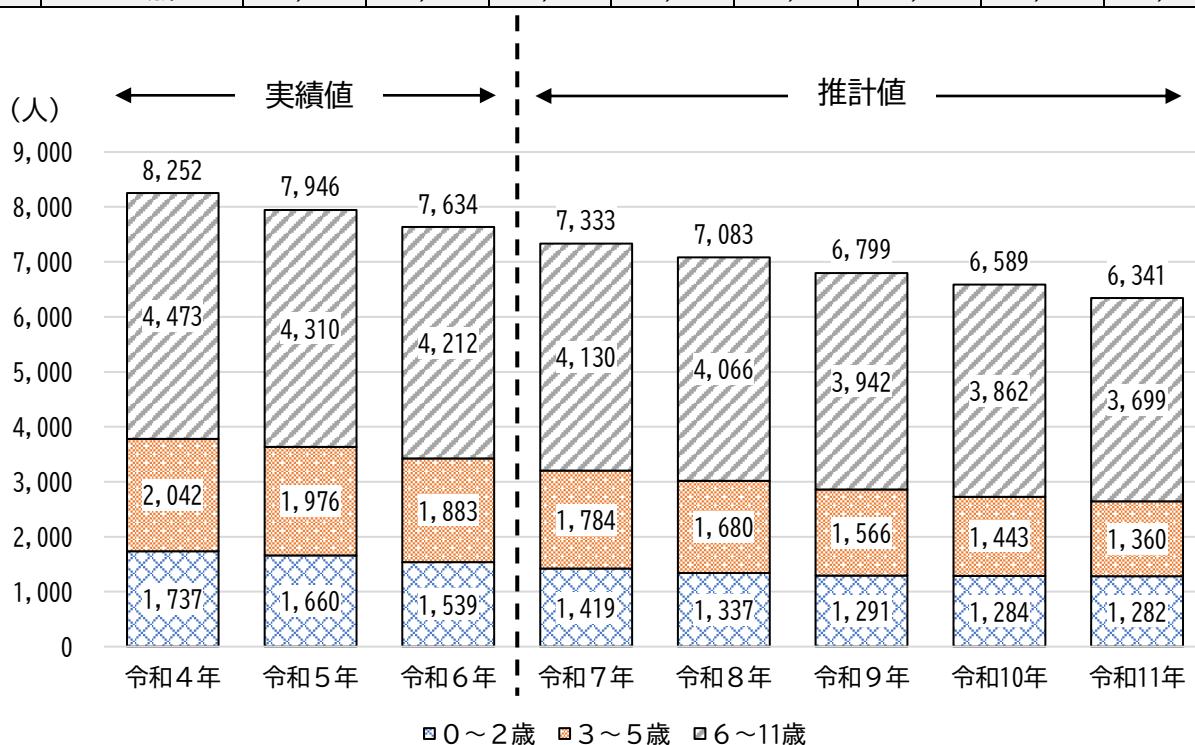
事業名		主な対象家庭	対象年齢・対象児童	
1	利用者支援事業	全ての家庭	0～5歳 小学1～6年生 中学1～3年生	
2	地域子育て支援拠点事業	全ての家庭	0～2歳	
3	妊婦健康診査事業	妊娠中の女性		
4	乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん訪問事業)	生後4か月までの乳児がいる全ての家庭		
5	養育訪問事業	保護者の養育を支援することが 特に必要と判断される家庭		
6	子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て 家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭		
7	児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える、 家庭や学校に居場所のない児童等		
8	親子関係形成支援事業	親子の関係性や児童の関わり方等に 不安を抱えている児童を養育する家庭		
9	子育て短期支援事業 (ショートステイ事業)	全ての家庭	0～5歳 小学1～6年生	
10	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	ひとり親家庭 共働き家庭	0～5歳 小学1～6年生	
11	一時預かり事業	幼稚園型	専業主婦・主夫家庭	3～5歳
		幼稚園型以外	ひとり親家庭 共働き家庭	0～5歳
12	延長保育事業	ひとり親家庭 共働き家庭	0～5歳	
13	病児保育事業	ひとり親家庭 共働き家庭	0～5歳 小学1～6年生	
14	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	ひとり親家庭 共働き家庭	小学1～6年生	
15	実費徴収に係る補足給付を行う事業	市が定める基準に基づき 支援が必要と判断される家庭		
16	妊婦等包括相談支援事業	妊婦及びその配偶者並びに子ども及びその保護者		
17	産後ケア事業	知多市に住民票がある産後3か月までの 母子のうち、以下の項目に当てはまる方 ・産後の心身の回復に不安のある方 ・育児に不安があり、相談や指導を必要とする方		
18	多様な事業者の参入促進・ 能力活用事業	全ての家庭	3～5歳	

3 子どもの推計人口

本市の子どもの推計人口について、令和7年以降も減少を続けると予想され、計画最終年である令和11年では6,341人になると推計します（図表4-5）。

【図表4-5 子どもの推計人口】

	実績値			推計値				
	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0～11歳	8,252	7,946	7,634	7,333	7,083	6,799	6,589	6,341
0歳	543	506	465	425	420	420	418	418
1歳	575	563	511	476	435	430	430	428
2歳	619	591	563	518	482	441	436	436
3歳	669	615	596	564	518	482	441	436
4歳	696	663	622	596	564	518	482	441
5歳	677	698	665	624	598	566	520	483
0～5歳	3,779	3,636	3,422	3,203	3,017	2,857	2,727	2,642
6歳	666	686	709	675	634	608	576	529
7歳	721	658	689	706	672	631	605	573
8歳	698	722	650	686	703	669	628	602
9歳	750	694	726	650	686	703	669	628
10歳	802	749	690	724	648	684	701	667
11歳	836	801	748	689	723	647	683	700
6～11歳	4,473	4,310	4,212	4,130	4,066	3,942	3,862	3,699



実績値：住民基本台帳（各年4月1日現在）
推計値：コーホート変化率法による推計

4 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 教育ニーズ：1号認定

①実績と課題

前計画期間においては、令和3年度を除き計画値を上回る実績値となりました。

前計画期間中はニーズ量を確保することができました。引き続き、教育ニーズに対応できる受入体制の整備が必要です。

【図表4-6-1 1号認定の実績】

単位：人

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
a 計画値（量の見込み）	806	754	744	734	697
b 実績値	916	700	858	761	761
差（a-b）	▲110	54	▲114	▲27	▲64

※実績値の令和6年度は見込み

②量の見込みと確保方策

市内には、1号認定児を受け入れている公立認定こども園1園、私立幼稚園3園、私立認定こども園2園があります。

市内各園の定員合計で充分確保できる見込みです。各地域における利用ニーズを踏まえて公立施設の確保量を調整し、適正な確保量の維持に努めます。

【図表4-6-2 1号認定の量の見込みと確保の内容】

単位：人

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
a 量の見込み	688	648	604	556	524
b 確保の内容 （幼稚園・認定こども園）	871	673	673	673	673
差（b-a）	183	25	69	117	149

※1号認定児には、保育の必要性の認定を受けた新2号認定児を含む。

(2) 保育ニーズ：2号認定

①実績と課題

前計画期間においては、令和6年度を除き計画値を下回る実績値となり、1,200人前後の利用で推移しています。

今後も引き続き利用ニーズに対応できるよう、受入体制の整備が必要です。

【図表4-7-1 2号認定の実績】

単位：人

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
a 計画値（量の見込み）	1,232	1,278	1,266	1,251	1,202
b 実績値	1,182	1,166	1,184	1,214	1,214
差（a-b）	50	112	82	37	△12

※実績値の令和6年度は見込み

②量の見込みと確保方策

市内には、2号認定児を受け入れている公立保育所10園、公立認定こども園1園、私立保育所4園、私立認定こども園2園があります。

市内各園の定員合計で充分確保できる見込みです。民間事業者による保育所整備を支援するとともに、各地域における利用ニーズを踏まえて公立施設の確保量を調整し、適正な確保量の維持に努めます。

【図表4-7-2 2号認定の量の見込みと確保の内容】

単位：人

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
a 量の見込み	1,096	1,032	962	887	836
b 確保の内容	1,286	1,289	1,301	1,301	1,301
教育・保育施設 （保育所・認定こども園）	1,286	1,289	1,301	1,301	1,301
地域保育型事業	0	0	0	0	0
差（b-a）	190	257	339	414	465

(3) 保育ニーズ：3号認定（0歳児）

①実績と課題

前計画期間においては、概ね計画どおりの実績値となりました。

0歳人口は減少が見込まれるものの、今後も一定数の利用が考えられるため、受入体制の整備が必要です。

【図表4-8-1 3号認定（0歳児）の実績】

単位：人

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
a 計画値（量の見込み）	100	102	107	111	115
b 実績値	92	86	113	110	110
差（a-b）	8	16	△6	1	5

※実績値の令和6年度は見込み

②量の見込みと確保方策

市内には、3号認定児（0歳児）を受け入れている公立保育所8園、公立認定こども園1園、私立保育所4園、私立認定こども園2園、地域型保育事業所3園があります。

市内各園の定員合計で充分確保できる見込みです。民間事業者による保育所整備を支援するとともに、各地域における利用ニーズを踏まえて公立施設の確保量を調整し、適正な確保量の維持に努めます。

【図表4-8-2 3号認定（0歳児）の量の見込みと確保の内容】

単位：人

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
a 量の見込み	92	91	91	91	91
b 確保の内容	110	101	107	107	107
教育・保育施設 （保育所・認定こども園）	93	85	91	91	91
地域型保育事業	17	16	16	16	16
差（b-a）	18	10	16	16	16

(4) 保育ニーズ：3号認定（1～2歳児）

①実績と課題

前計画期間においては、全ての年度で計画値を下回る実績値となりました。

1、2歳人口が減少している一方で、令和3年度以降は利用実績が増加していることから、今後も一定数の利用が考えられるため、受入体制の整備が必要です。

【図表4-9-1 3号認定（1～2歳児）の実績】

単位：人

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
a 計画値（量の見込み）	558	553	564	575	585
b 実績値	524	485	517	541	541
差（a-b）	34	68	47	34	44

※実績値の令和6年度は見込み

②量の見込みと確保方策

市内には、3号認定児（1～2歳児）を受け入れている公立保育所10園、公立認定こども園1園、私立保育所5園、私立認定こども園2園、地域型保育事業所3園があります。

市内各園の定員合計で充分確保できる見込みです。民間事業者による保育所整備を支援するとともに、各地域における利用ニーズを踏まえて公立施設の確保量を調整し、適正な確保量の維持に努めます。

【図表4-9-2 3号認定（1～2歳児）の量の見込みと確保の内容】

単位：人

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
a 量の見込み	466	430	409	406	405
1歳児	223	204	202	202	201
2歳児	243	226	207	204	204
b 確保の内容	618	586	591	591	591
教育・保育施設 （保育所・認定こども園）	580	547	552	552	552
地域型保育事業	38	39	39	39	39
差（b-a）	152	156	182	185	186

(5) 保育利用率：3号認定（0～2歳児）

0～2歳児の保育利用率²⁶の見込みは、以下のとおりです。

【図表4-10 3号認定（0～2歳児）の保育利用率】

単位：人

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
a 利用定員数	728	687	698	698	698
0歳児	110	101	107	107	107
1歳児	284	258	263	263	263
2歳児	334	328	328	328	328
b 推計児童数	1,419	1,337	1,291	1,284	1,282
0歳児	425	420	420	418	418
1歳児	476	435	430	430	428
2歳児	518	482	441	436	436
保育利用率 (a/b)	51.3%	51.4%	54.1%	54.4%	54.4%
0歳児	25.9%	24.0%	25.5%	25.6%	25.6%
1歳児	59.7%	59.3%	61.2%	61.2%	61.4%
2歳児	64.5%	68.0%	74.4%	75.2%	75.2%

²⁶ 保育利用率 3号認定の利用定員数／0～2歳の推計人口。

5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 利用者支援事業

子どもや保護者が、確実に子ども・子育て支援に関する給付を受け、円滑な教育・保育・保健施設の利用や多様な子育て支援事業が利用できるよう、必要な支援を行う事業です。利用者からの相談を受け、専門職（コーディネーター）が関係機関との調整を図り、利用者の要望に応じた情報や地域の社会資源等の提供に努めます。

①実績と課題

前計画期間においては、基本型²⁷を子育て総合支援センターにおいて、母子保健型（こども家庭センター型）²⁸を保健センターにおいて事業を展開しています。

妊娠期からの対象者との顔の見える関係づくりにより、妊娠期からの切れ目のない支援体制が整ってきていますが、晩産化や子育ての孤立化等により、今後も支援が必要な妊産婦が想定されるため、引き続き事業を継続していくことが必要です。

【図表4-11-1 利用者支援事業の実績】

単位：か所

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
a 計画値（量の見込み）	2	2	2	2	2
基本型	1	1	1	1	1
母子保健型 （こども家庭センター型）	1	1	1	1	1
b 実績値	2	2	2	2	2
基本型	1	1	1	1	1
母子保健型 （こども家庭センター型）	1	1	1	1	1
差（a-b）	0	0	0	0	0

²⁷ 基本型 教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所において、当事者目線の寄り添い型の支援を実施するもの。

²⁸ 母子保健型（こども家庭センター型） 妊娠期から子育て期にわたるまで母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施するもの。令和6年4月から「こども家庭センター」を設置したことに伴い、「母子保健型」から「こども家庭センター型」に変更している。

②量の見込みと確保方策

支援が必要な妊産婦への支援体制確保のため、子育て総合支援センターと保健センターが連携して事業を実施します。

【図表4-11-2 利用者支援事業の量の見込みと確保の内容】

単位：か所

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
a 量の見込み	2	2	2	2	2
基本型	1	1	1	1	1
こども家庭センター型	1	1	1	1	1
b 確保の内容	2	2	2	2	2
基本型	1	1	1	1	1
こども家庭センター型	1	1	1	1	1
差 (b-a)	0	0	0	0	0

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児の育児相談や相互交流、仲間づくりのため、各中学校区に1か所ずつ子育て支援拠点として、親子ひろばを開設しています。

①実績と課題

前計画期間においては、全ての年度で実績値が計画値を下回っており、早期から保育所へ入所する子育て世帯の増加に伴い、参加対象者の低年齢化が見られます。

なお、図表2-16のとおり、新型コロナウイルス感染症による利用者の減少から回復傾向にあります。

子育ての孤立化等を防ぐため、身近な相談場所を提供できるよう、引き続き事業を継続していくことが必要です。

【図表4-12-1 地域子育て支援拠点事業の実績】

単位：人（延べ）／月

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
a 計画値（量の見込み）	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
b 実績値	1,930	2,219	2,268	2,415	2,450
差（a-b）	1,070	781	732	585	550

※実績値の令和6年度は見込み

②量の見込みと確保方策

保育所入所や出生率低下に伴い、参加対象者は減少していく見込みです。

情報交換や仲間づくりの身近な場として事業の周知を図るとともに、利用者層の変化に応じて事業内容の見直しを進めていきます。

【図表4-12-2 地域子育て支援拠点事業の量の見込みと確保の内容】

単位：人（延べ）／月

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
a 量の見込み	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
b 確保の内容	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
差（b-a）	0	0	0	0	0

(3) 妊婦健康診査事業

母子健康手帳交付時に妊産婦・乳児健康診査受診票 14 枚及び子宮頸がん検診受診票 1 枚を交付し、医療機関で妊婦が受診する事業です。県外の医療機関や助産所で受診した場合は、後日申請により受診費用を助成します。

①実績と課題

前計画期間においては、全ての年で実績値が計画値を下回っており、少子化や人口減少により、妊婦健康診査受診者も減少している状況です。

妊娠中の健康管理を行うためには、妊婦健康診査を受診することが重要なため、引き続き、妊娠週数に応じた受診ができるよう働きかけが必要です。

【図表4-13-1 妊婦健康診査事業の実績】

単位：件

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
a 計画値（量の見込み）	7,500	7,300	7,200	7,100	7,000
b 実績値	7,429	7,076	6,523	6,151	6,151
差（a-b）	71	224	677	949	849

※実績値の令和6年度は見込み

②量の見込みと確保方策

対象者は減少していく見込みですが、妊婦の健康増進と経済的な負担軽減のため、全ての妊婦が望ましい時期に必要な健康診査を受けられることができるように受診票を交付するとともに、周知・啓発を行い、受診率の向上に努めます。

【図表4-13-2 妊婦健康診査事業の量の見込みと確保の内容】

単位：件

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
a 量の見込み	6,300	6,200	6,100	6,000	5,900
b 確保の内容	6,300	6,200	6,100	6,000	5,900
差（b-a）	0	0	0	0	0

(4) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）

「こんにちは赤ちゃん訪問事業」として、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報の提供、親子の心身の状況や養育環境の把握、相談や助言を行う事業です。保健センターの保健師・助産師・赤ちゃん訪問員（「赤ちゃん訪問員養成講座」を受講した親子ひろばのスタッフ）が訪問します。

①実績と課題

前計画期間においては、出生数の低下に伴い、全ての年で実績値が計画値を下回っています。

子どもの健やかな育ちが支援できるよう、全ての対象者に対して支援を行うことが必要です。

【図表4-14-1 乳児家庭全戸訪問事業の実績】

単位：人

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
a 計画値（量の見込み）	635	630	625	620	615
b 実績値	550	506	458	434	450
差（a-b）	85	124	167	186	165

※実績値の令和6年度は見込み

②量の見込みと確保方策

産後は心身とも不安定になりやすく、子育ての不安も強い時期であり、早期の支援の必要性は高まります。対象者は減少していく見込みですが、支援体制の強化を図り乳児家庭の全戸訪問を実施します。

【図表4-14-2 乳児家庭全戸訪問事業の量の見込みと確保の内容】

単位：人

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
a 量の見込み	425	420	420	418	418
b 確保の内容	425	420	420	418	418
差（b-a）	0	0	0	0	0

(5) 養育支援訪問事業

実家が遠方であり支援を受けにくい家庭など、様々な理由により養育支援の必要がある家庭を対象に、子育て総合支援センターの保育士等が、保健センターの保健師などと連携して訪問する事業で、養育に関する相談・指導・助言を行います。

また、支援を受けたい家庭には、育児訪問サポーターが情報提供を行います。

①実績と課題

前計画期間においては、全ての年で実績値が計画値を上回っており、養育支援が必要な家庭が多いことがうかがえます。

子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭など、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭を支援するため、引き続き事業を継続していくことが必要です。

【図表4-15-1 養育支援訪問事業の実績】

単位：件

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
a 計画値（量の見込み）	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
b 実績値	2,292	1,909	2,210	2,857	2,900
差（a-b）	△992	△609	△910	△1,557	△1,600

※実績値の令和6年度は見込み

【参考 養育支援訪問事業の実績（実人数）】

単位：人

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値	229	211	230	263	255

※令和6年度は見込み

②量の見込みと確保方策

今後も利用ニーズが継続する見込みであり、養育支援訪問員の人員確保と人材育成のため、養成講座を継続して実施します。

【図表4-15-2 養育支援訪問事業の量の見込みと確保の内容】

単位：人

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
a 量の見込み	260	260	260	260	260
b 確保の内容	260	260	260	260	260
差（b-a）	0	0	0	0	0

(6) 子育て世帯訪問支援事業

令和4年の児童福祉法改正に伴い新設された事業で、家事・子育て等に不安や負担を抱える子育て家庭や、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家事支援、育児・養育支援、子育て等に関する不安や悩みの傾聴、相談・助言、母子保健施策・子育て支援施策等に関する情報提供等を行います。

令和6年4月から、市町村における実施が努力義務となっています。

①実績

本市では、令和6年度から事業を実施しています。

【図表4-16-1 子育て世帯訪問支援事業の実績】

単位：人（延べ）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値	—	—	—	—	100

※実績値の令和6年度は見込み

②量の見込みと確保方策

児童数は減少する見込みですが、児童虐待件数の増加を鑑み、支援の必要な家庭は今後とも増加していくと考えられます。こども家庭センターを中心に、支援を必要とする家庭を適宜洗い出していくとともに、訪問支援員の確保を図っていきます。

【図表4-16-2 子育て世帯訪問支援事業の量の見込みと確保の内容】

単位：人（延べ）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
a 量の見込み	200	200	200	200	200
b 確保の内容	200	200	200	200	200
差 (b-a)	0	0	0	0	0

(7) 児童育成支援拠点事業

令和4年の児童福祉法改正に伴い新設された事業で、養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等を対象に、安全・安心な居場所の提供、生活習慣の形成、学習支援、保護者への情報提供・相談支援等を行います。

①実績

本市では、令和4年度から事業を実施しています。

【図表4-17-1 児童育成支援拠点事業の実績】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値	—	—	4	7	8

※実績値の令和6年度は見込み

②量の見込みと確保方策

児童数は減少する見込みですが、市内の小中学校の不登校生徒数を鑑みると、潜在的なニーズがあると考えられます。教育委員会等関係機関への周知・連携を進めます。

【図表4-17-2 児童育成支援拠点事業の量の見込みと確保の内容】

単位：人

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
a 量の見込み	10	10	12	12	12
b 確保の内容	10	10	12	12	12
差 (b-a)	0	0	0	0	0

(8) 親子関係形成支援事業

令和4年の児童福祉法改正に伴い新設された事業で、児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者に、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるためのペアレント・トレーニング等の実施や、参加者同士によるピアサポート²⁹を通じ、健全な親子関係の形成に向けた支援を行うものです。

①実績

本市では、令和5年度から事業を実施しています。

【図表4-18-1 親子関係形成支援事業の実績】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値	—	—	—	23	25

※実績値の令和6年度は見込み

②量の見込みと確保方策

児童数は減少する見込みですが、発達の遅れや障がいのある子どもを対象とした児童発達支援などの福祉サービスの利用者は年々増加傾向にあり、子育てに悩みを抱える保護者も増加していると考えられます。事業の周知を進めるとともに、事業内容の充実に努めます。

【図表4-18-2 親子関係形成支援事業の量の見込みと確保の内容】

単位：人

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
a 量の見込み	30	35	35	35	35
b 確保の内容	36	36	36	36	36
差 (b-a)	6	1	1	1	1

²⁹ ピアサポート 仲間同士の支え合いという意味で、同じような課題や環境を体験する人がその体験から来る感情を共有することで、専門職による支援では得られにくい安心感や自己肯定感を得られることをいう。

(9) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

保護者の疾病やその他の理由により、家庭で養育を受けることが一時的に困難となった児童を児童養護施設等で預かり、必要な保護を行う事業です。

①実績と課題

前計画期間においては、令和5年度を除き利用がありませんでした。必要な家庭へ事業の啓発を行い、利用につなげることが必要です。

また、児童虐待の未然防止の側面からも、引き続き事業を継続することが必要です。

【図表4-19-1 子育て短期支援事業の実績】

単位：件

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
a 計画値（量の見込み）	20	20	20	20	20
b 実績値	0	0	0	6	0
差（①-②）	20	20	20	14	20

※実績値の令和6年度は見込み

②量の見込みと確保方策

利用は少数ではあるものの、緊急時に子どもを保護する重要な事業であるため、児童養護施設等との契約を継続し、提供体制を確保していきます。

【図表4-19-2 子育て短期支援事業の量の見込みと確保の内容】

単位：件

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
a 量の見込み	5	5	5	5	5
b 確保の内容	5	5	5	5	5
差（b-a）	0	0	0	0	0

(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

児童の預かり等の援助を受けることを希望する方（依頼会員）と、援助を行うことを希望する方（提供会員）との助けあい活動の橋渡しを行う事業です。

①実績と課題

前計画期間においては、全ての年度で実績値が計画値を上回っており、非常にニーズが高いことがうかがえます。

引き続きニーズに対応できるよう提供会員の養成に向けた取組を継続することが必要です。

【図表4-20-1 子育て援助活動支援事業の実績】

単位：件

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
a 計画値（量の見込み）	800	850	900	950	1,000
b 実績値	1,585	1,052	950	1,079	1,500
差（a-b）	△785	△202	△50	△129	△500

※実績値の令和6年度は見込み

②量の見込みと確保方策

利用ニーズに対応するため、引き続き養成講座を開催するとともに事業の周知に努め、提供会員の安定的な確保を図ります。

【図表4-20-2 子育て援助活動支援事業の量の見込みと確保の内容】

単位：件

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
a 量の見込み	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
b 確保の内容	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
差（b-a）	0	0	0	0	0

(11) 一時預かり事業（幼稚園型）

幼稚園において通常の教育時間外に子どもを預かる事業です。

①実績と課題

前計画期間においては、全ての年度で実績値が計画値を大きく下回っています。

【図表4-21-1 一時預かり事業（幼稚園型）の実績】

単位：人（延べ）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
a 計画値（量の見込み）	15,000	14,700	14,500	14,500	14,500
b 実績値	760	163	544	415	415
差（a-b）	14,240	14,537	13,956	14,085	14,085

※実績値の令和6年度は見込み

②量の見込みと確保方策

公立認定こども園1園、私立幼稚園3園、私立認定こども園2園で、保育が必要な子どもに対し、預かり保育を実施します。一部の園では、夏季休業日預かり保育も併せて行います。

【図表4-21-2 一時預かり事業（幼稚園型）の量の見込みと確保の内容】

単位：人（延べ）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
a 量の見込み	652	614	572	527	497
b 確保の内容	652	614	572	527	497
差（b-a）	0	0	0	0	0

(11) 一時預かり事業（幼稚園型を除く）

保護者の就労時間数が保育要件に満たない場合や、緊急・一時的に家庭での育児が困難な場合などに、保育所やファミリー・サポート・センター事業の提供会員宅などで子どもを一時的に預かる事業です。

①実績と課題

前計画期間においては、全ての年度で実績値が計画値を大きく下回っています。保育士等の確保が困難な状況にある中で、利用ニーズに対応できるよう、体制の整備・維持が必要です。

【図表4-22-1 一時預かり事業（幼稚園型を除く）の実績】 単位：人（延べ）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
a 計画値（量の見込み）	5,000	5,100	5,200	5,300	5,400
b 実績値	1,940	1,783	1,784	1,992	1,992
差（a-b）	3,060	3,317	3,416	3,308	3,408

※実績値の令和6年度は見込み

②量の見込みと確保方策

公立保育所3園で非定型保育やりフレッシュ保育などの一時預かり（一時保育）を行うとともに、公立保育所8園で緊急時の一時預かり（一時保育）を行っています。

ファミリー・サポート・センターでは、援助会員の研修により、預かりサービスの質の向上を図っていきます。

【図表4-22-2 一時預かり事業（幼稚園型を除く）の量の見込みと確保の内容】

単位：人（延べ）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
a 量の見込み	1,755	1,653	1,565	1,494	1,447
b 確保の内容	1,755	1,653	1,565	1,494	1,447
差（b-a）	0	0	0	0	0

(12) 延長保育事業

保護者の就労形態の多様化や長時間の通勤等に伴う延長保育需要に対応するため、保育所において通常保育時間を超えて子どもを預かる事業です。

①実績と課題

前計画期間においては、全ての年度で実績値が計画値を下回っていますが、利用者は増加傾向にあります。

保護者の就労形態の多様化が進み、今後も利用が見込まれるため、引き続き事業を継続することが必要です。

【図表4-23-1 延長保育事業の実績】

単位：人

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
a 計画値（量の見込み）	200	200	180	180	180
b 実績値	89	116	110	177	177
差（a-b）	111	84	70	3	3

※実績値の令和6年度は見込み

②量の見込みと確保方策

公立保育所10園、公立認定こども園1園、私立保育所5園、私立認定こども園1園、地域型保育事業所3園で午後7時までの延長保育を実施します。また、全ての保育所で保育標準時間の11時間保育を実施します。

【図表4-23-2 延長保育事業の量の見込みと確保の内容】

単位：人

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
a 量の見込み	156	147	139	133	129
b 確保の内容	156	147	139	133	129
差（b-a）	0	0	0	0	0

(13) 病児保育事業

保護者の勤務などの都合により、家庭で保育することが困難な小学3年生までの病児や病後児を一時的に保育する事業です。

①実績と課題

前計画期間においては、全ての年で実績値が計画値を下回っています。

引き続き、全ての利用者の受入れを続けることができるよう、事業を継続することが必要です。

【図表4-24-1 病児保育事業の実績】

単位：人（延べ）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
a 計画値（量の見込み）	110	110	110	120	120
b 実績値	10	33	62	65	65
差（a-b）	100	77	48	55	55

※実績値の令和6年度は見込み

②量の見込みと確保方策

利用ニーズに対応できるよう、東海市と共同で公立西知多総合病院内に保育所を引き続き設置するとともに、事業の周知に努めます。

【図表4-24-2 病児保育事業の量の見込みと確保の内容】

単位：人（延べ）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
a 量の見込み	70	70	70	70	70
b 確保の内容	70	70	70	70	70
差（b-a）	0	0	0	0	0

(14) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

共働き家庭やひとり親家庭などで、平日の放課後や土曜日・夏休みなどの学校休業日の昼間に児童を育成できる方が家庭にいない場合に、児童に適切な遊び・生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

①実績と課題

前計画期間においては、令和2年度から5年度までは実績値が計画値を下回っていますが、利用者は増加傾向にあり、6年度は実績値が計画値を上回る見込みです。放課後子ども教室との連携について、6年度は、小学校内で放課後児童クラブを設置する10小学校区のうち、9小学校区で一体型³⁰の放課後子ども総合プランとして実施しています。

「量の確保」とともに、「質の維持・向上」も含めて対応することが必要です。放課後における児童の安全・安心な生活を確保するために、既存施設の活用や放課後児童支援員³¹等のスキルアップに向けた取組を検討することが必要です。

【図表4-25-1 放課後児童健全育成事業の実績】

単位：人

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
a 計画値（量の見込み）	710	725	735	740	765
小学1年生	220	240	230	230	255
小学2年生	200	195	215	205	210
小学3年生	150	150	150	170	155
小学4年生	80	80	75	75	85
小学5年生	35	35	35	35	35
小学6年生	25	25	30	25	25
b 実績値	696	721	720	709	821
小学1年生	189	220	196	213	247
小学2年生	188	166	203	188	212
小学3年生	162	160	137	147	169
小学4年生	93	112	105	95	110
小学5年生	47	48	46	50	56
小学6年生	17	15	33	16	27
差（a-b）	14	4	15	31	△56

※実績値の令和6年度は見込み

³⁰ 一体型 一体型とは、放課後児童クラブと放課後子ども教室の児童が、同一の小学校内等の活動場所において、放課後子ども教室に参加できるものをいう。

³¹ 放課後児童支援員 平成27年度から新しく創設された、放課後児童クラブの支援員のための専門資格。

②量の見込みと確保方策

児童数は減少する見込みですが、核家族化や共働き世帯の増加により、今後も利用者は増加することが考えられます。

引き続き、小学校の余裕教室等を活用し、校内交流型³²を基本として放課後子ども教室と連携して事業を実施するとともに、利用ニーズに対応できるよう学校施設の活用等について教育委員会等の関係機関と協議・連携を進めていきます。

【図表4-25-2 放課後児童健全育成事業の量の見込みと確保の内容】

単位：人

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
a 量の見込み	825	825	840	840	855
小学1年生	250	250	255	255	260
小学2年生	210	210	215	215	220
小学3年生	170	170	175	175	180
小学4年生	110	110	110	110	110
小学5年生	55	55	55	55	55
小学6年生	30	30	30	30	30
b 確保の内容	920	920	920	920	920
差 (b-a)	95	95	80	80	65

【図表4-25-3 放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携に係る目標整備量】

指標	令和11年度
放課後児童クラブ設置小学校区の数	10
うち同一小学校内等で放課後子ども教室と連携する放課後児童クラブの数 (校内交流型の数)	10

³² 校内交流型 放課後児童クラブと放課後子ども教室が連携し、共働き家庭等の児童を含め全ての児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加し、交流できるものを「連携型」といい、連携型のうち、同一小学校内等で両事業を実施しているものを「校内交流型」という。なお、「校内交流型」は、これまで「一体型」といわれていたものに相当する。

(15) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

低所得世帯等の子どもの円滑な特定子ども・子育て支援等の利用を図るため、実費徴収の一部を給付する事業で、施設等利用給付認定をした3歳以上の子どもが、対象となる幼稚園を利用した場合に、副食の提供に係る実費徴収額に補助しています。

①実績と課題

前計画期間においては、全ての年度で実績値が計画値を下回っていますが、引き続き、低所得世帯等の支援のため、事業を継続することが必要です。

【図表4-26-1 実費徴収に係る補足給付を行う事業の実績】

単位：人

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
a 計画値（量の見込み）	70	65	65	65	60
b 実績値	64	60	51	44	44
差（a-b）	6	5	14	21	16

※実績値の令和6年度は見込み

②量の見込みと確保方策

国が設定する対象範囲と上限額を基に対応します。

【図表4-26-2 実費徴収に係る補足給付を行う事業の量の見込みと確保の内容】

単位：人

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
a 量の見込み	44	44	44	44	44
b 確保の内容	44	44	44	44	44
差（b-a）	0	0	0	0	0

(16) 妊婦等包括相談支援事業

令和6年の児童福祉法改正に伴い新設された事業で、妊婦、その他配偶者等に対して面接等により、情報提供や相談等を継続して行い、必要な支援につなげていくものです。

①実績

本市では、令和6年度から事業を実施しています。

【図表4-27-1 妊婦等包括相談支援事業の実績】

単位：回

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値	—	—	—	—	1,440

※実績値の令和6年度は見込み

②量の見込みと確保方策

対象者は減少していく見込みです。母子健康手帳交付時、妊娠中、出産後に継続して面接等を実施します。事業の周知を図るとともに、対象者のニーズに合わせ、相談しやすい環境づくりに取り組みます。

【図表4-27-2 妊婦等包括相談支援事業の量の見込みと確保の内容】

単位：回

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
a 量の見込み	1,350	1,340	1,340	1,310	1,310
b 確保の内容	1,350	1,340	1,340	1,310	1,310
こども家庭センター	1,350	1,340	1,340	1,310	1,310
差 (b-a)	0	0	0	0	0

(17) 産後ケア事業

令和6年の子ども・子育て支援法の改正に伴い、産後ケア事業が地域子ども・子育て支援事業に位置付けられました。

本市では、住民票がある出産後3か月までの母子を対象に、宿泊又は日帰りでからだところのサポート（産後の体調管理、休養、育児相談など）、育児のサポート（沐浴や授乳などの育児指導、体重増加や発達の確認など）といった支援を行っています。

①実績と課題

令和2年度以降、利用者数は増加傾向にあります。

出産直後の母親は心身ともに不安定な状態であることが多く、また、これからの育児に対する大きな不安も抱えていることから、引き続き事業を実施し、産後の回復や育児に向けた十分なサポートに努めていくことが必要です。

【図表4-28-1 産後ケア事業の実績】

単位：人（延べ）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値	48	51	49	89	92

※実績値の令和6年度は見込み

②量の見込みと確保方策

出生率は低下していますが、利用者数は増えていくと考えられます。

対象者のニーズに合わせ、サービスの提供体制の整備を進めていきます。

【図表4-28-2 産後ケア事業の量の見込みと確保の内容】

単位：人（延べ）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
a 量の見込み	105	111	111	117	117
b 確保の内容	105	111	111	117	117
差 (b-a)	0	0	0	0	0

(18) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業を利用する幼児の保護者に対して、その利用料の一部を助成するものです。

①実績

本市では、令和3年度から事業を実施しています。

【図表4-29-1 多様な事業者の参入促進・能力活用事業の実績】 単位：人（延べ）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値	—	73	71	110	84

※実績値の令和6年度は見込み

②量の見込みと確保方策

小学校就学前の子どもの数は減少する見込みですが、多様な集団活動事業に対する利用ニーズは継続的にあると考えるため、引き続き支援を実施します。

【図表4-29-2 多様な事業者の参入促進・能力活用事業の量の見込みと確保の内容】

単位：人（延べ）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
a 量の見込み	85	85	85	85	85
b 確保の内容	85	85	85	85	85
差 (b-a)	0	0	0	0	0

6 子育てのための施設等利用給付

令和元年10月から開始された教育・保育の無償化に伴い、子ども・子育て支援法の改正に合わせて「子育てのための施設等利用給付」が新設されました。

なお、本計画で算定している量の見込みには、「子どものための教育・保育給付」、「子育てのための施設等利用給付」を合わせたもので算定しています。

「子ども・子育て支援給付」の関係性は、以下の図のようになります（図表4-29）。

子育てのための施設等利用給付の対象施設である「特定子ども・子育て支援施設等」の確認や公示、指導監督等については、認可権限や指導監督権限を持つ県に対し運営状況等の情報提供を求める等により、連携しながら保育の質の向上を図るよう努めます。

【図表4-30 子育てのための施設等利用給付】

子ども・子育て支援給付	
子どものための教育・保育給付	子育てのための施設等利用給付
<p>■施設型給付</p> <p>○保育所</p> <p>○認定こども園</p> <p>○幼稚園</p> <p>■地域型保育給付</p> <p>○小規模保育 (利用定員：6人以上・19人以下)</p> <p>○家庭的保育 (利用定員：5人以下)</p> <p>○居宅訪問型保育</p> <p>○事業所内保育</p>	<p>■施設等利用費</p> <p>○認定こども園 (国立・公立大学法人立)</p> <p>○幼稚園 (子ども・子育て新制度未移行の園)</p> <p>○特別支援学校</p> <p>○認可外保育施設等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認可外保育施設 ・一時預かり事業 ・病児・病後児保育事業 ・子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)
現金給付	
■児童手当	

「子育てのための施設等利用給付」を受けるためには、認定を受ける必要があり、認定区分ごとの支給要件、支給に係る施設・事業は次のとおりです（図表4-30）。

教育・保育の量の見込みのうち、確認を受けない幼稚園などの施設の利用者に給付されます。

本市においても、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、公正かつ適正な給付方法について適宜検討します。

【図表4-31 施設等利用給付認定】

認定区分	支給要件
新1号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、新2号認定の子ども及び新3号認定の子ども以外のもの
新2号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前の子どもであって、家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの
新3号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前の子どもであって、家庭において必要な保育を受けることが困難であるもののうち、保護者及び同一世帯員が市町村民税世帯非課税者であるもの

認定区分	支給に係る施設・事業
新1号認定	幼稚園、特別支援学校等
新2号認定	認定こども園、幼稚園、特別支援学校 (満3歳入園児は新3号、年少児からは新2号)
新3号認定	認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業 (2歳児まで新3号、3歳児からは新2号)

7 乳児等のための支援給付

令和6年の児童福祉法改正により、「乳児等通園支援事業」（こども誰でも通園制度）が創設されることに伴い、子ども・子育て支援法の改正にあわせて「乳児等のための支援給付」が新設されます。

乳児等通園支援事業とは、満3歳未満の就学前の子どもで、子どものための教育・保育給付を受けていない者（保育所、幼稚園、認定こども園等の教育・保育施設に通っていない子ども）に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、面談や子育てについての情報の提供等の援助を行う事業で、月一定時間まで利用することができます。

○量の見込みと確保方策

「乳児等通園支援事業」（こども誰でも通園制度）の実施に向け、検討と準備を進めています。

一時預かり（一時保育）事業のニーズを踏まえて量の見込みや実施園を設定し、適正な確保量の維持に努めます。

乳児等通園支援事業の対象外となる満3歳児以上の児童については、市内の私立幼稚園3園における満3歳児クラスの活用を促すことにより、乳児等通園支援事業との円滑な連携・接続に努めます。

【図表4-32 乳児等通園支援事業の量の見込みと確保の内容】 単位：人（延べ）／月

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
a 量の見込み	—	420	420	525	525
0歳児	—	128	128	160	160
1歳児	—	153	153	191	191
2歳児	—	139	139	174	174
b 確保の内容	—	420	420	525	525
0歳児	—	128	128	160	160
1歳児	—	153	153	191	191
2歳児	—	139	139	174	174
差 (b-a)	—	0	0	0	0

第5章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

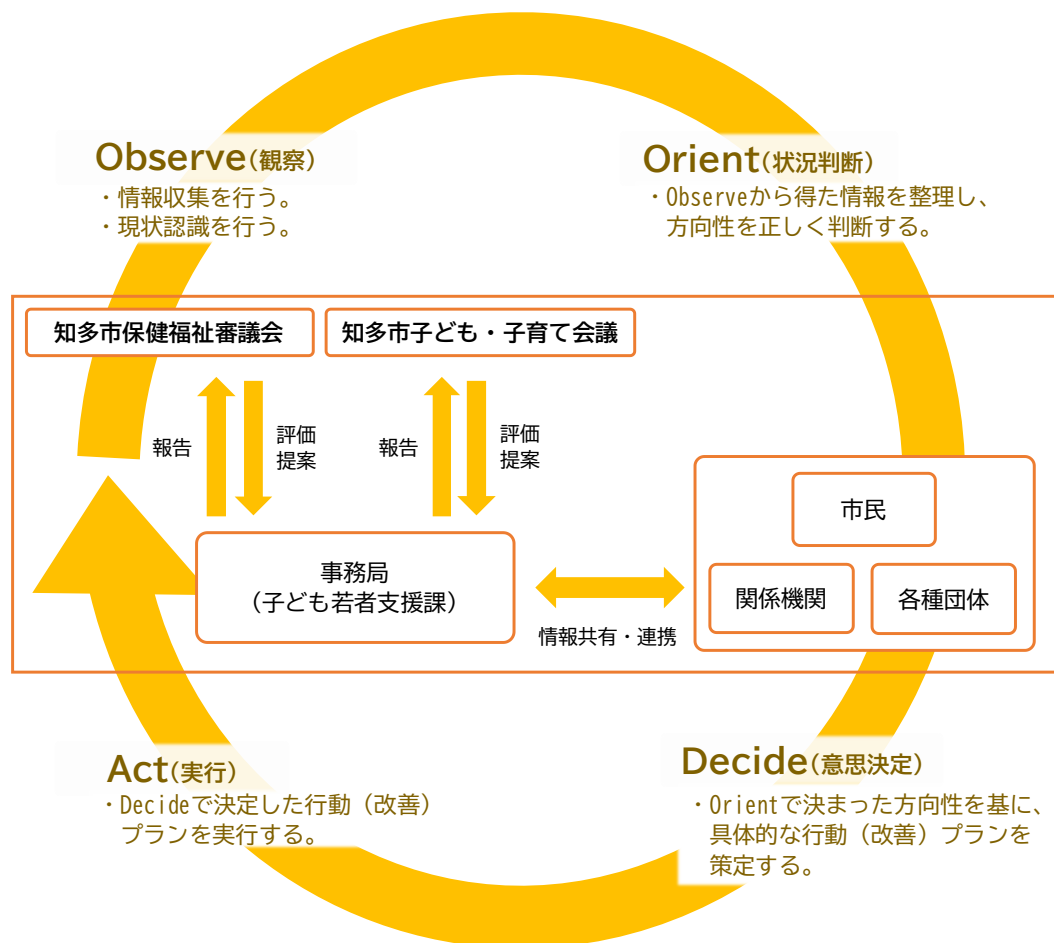
本計画の推進に当たっては、「こどもまんなか社会」を念頭に、知多市子ども・子育て会議を核として、多様な意見を取り入れながら庁内関係部局と地域の関係機関と連携を図ります。

2 計画の進行管理

本計画の基本理念を実現するには、社会情勢の変化と施策の実施状況を把握し、その状況に合わせて施策の強化・改善が必要です。このため、計画検討のプロセスと同様に、現状把握を行動変容につなげるOODAループの考え方を取り入れ、重要業績評価指標（KPI）等の定量分析と取組がもたらした対象者の変化等の定性分析により現状を把握し、施策の強化・改善につなげていきます。

また、知多市子ども・子育て会議及び知多市保健福祉審議会において進行管理の状況を共有し、多様な意見を取り入れながら、進めていきます。

【図表5-1 計画の進行管理イメージ】



3 こども施策の推進に向けた取組

こども基本法において、こども施策の基本理念として、子ども・若者の年齢及び発達の程度に応じた意見表明機会と社会参画機会の確保、その意見の尊重と最善の利益の優先考慮が定められています。また、国や地方公共団体は、こども施策を策定、実施、評価するに当たって、子ども・若者等の意見を反映させるために必要な措置を講ずることとされています。

本市においても、子ども・子育て会議等を通じて若者や子育て当事者の意見をこども施策や本計画の進行管理に反映させていきます。

また、様々な機会を捉えて子ども・若者が社会に参画し、意見を表明できる場を確保し、多様な声をこども施策に反映できるよう取り組みます。

資料編

1 知多市子ども・子育て会議における策定経過

区分		実施内容	
令和6年度	第1回	日時	令和6年5月23日(木)
		場所	知多市役所 協議会室
		議題	(1) 令和5年度子育てアンケート調査結果について (2) 第3期知多市子ども・子育て支援事業計画の策定について
	第2回	日時	令和6年6月24日(月)
		場所	知多市役所 協議会室
		議題	(1) 第2期知多市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について (2) 部会の活動状況について (3) 次期子ども・子育て支援事業計画の方向性について
	第3回	日時	令和6年8月20日(火)
		場所	知多市役所 協議会室
		議題	(1) こども計画(第3期子ども・子育て支援事業計画)の骨子案について (2) 量の見込みと確保方策について
	第4回	日時	令和6年10月9日(水)
		場所	知多市役所 協議会室
		議題	知多市こども計画の素案について
	令和6年12月20日～7年1月24日 パブリックコメント実施		
	第5回	日時	令和7年1月29日(水)
		場所	知多市役所 協議会室
議題		(1) パブリックコメントの実施結果について (2) 知多市こども計画の策定について	

2 知多市子ども条例

平成 26 年知多市条例第 4 号

子どもは、社会の一員として仲間や大人と共に、社会の未来を描き、それを実現する力を持つ大切な存在です。

子どもは、望んでいます。

「一人ひとりの個性やいいところを認め、それを伸ばしていけるように支えられることを。自分のことを決めるとき、自分の意志で選択することが尊重されることを。

失敗を恐れず大きな夢に挑戦することを信じて支え、応援してくれる身近な人が増える社会を。

みんなが意見を出し合えるような雰囲気大切に、一人ひとりの意見に耳を傾け、最後まで聴き、受け止めてもらうことを。

子どもにとって一番いいことを考えて、行動してくれる大人を。」

子どもも大人も、一人ひとりが人生を自分らしく生き、その思いが尊重され、生きていることがすばらしいと実感できる社会を、大人になっても住みたいと思えるまちを、地域のみみんなでつくりたいと願っています。

私たちは、この考えのもと、子どもの権利を保障し、地域全体で子どもにやさしいまちづくりを進めるため、知多市子ども条例を制定します。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、児童の権利に関する条約（平成 6 年条約第 2 号）の理念に基づき、子どもの権利を保障し、地域全体で子育てや育ちを支え合う仕組みをつくることにより、子どもにやさしいまちづくりを進めることを目的とします。

(定義)

第 2 条 この条例における用語の定義は、次のとおりとします。

- (1) 子ども 18 歳未満の者又はこれに準ずる者をいいます。
- (2) 保護者 親又は親の代わりに子どもを育てる立場にある者をいいます。
- (3) 育ち学ぶ施設 児童福祉施設、学校教育施設、生涯学習施設など子どもが育ち、学ぶために通い、利用する施設をいいます。
- (4) 施設関係者 育ち学ぶ施設の設置者、管理者、教員、職員などをいいます。
- (5) 地域住民など 地域住民、市民活動団体、事業者などをいいます。

(基本的考え方)

第 3 条 この条例により進める子どもにやさしいまちづくりは、次の基本的考え方に基づきます。

- (1) 子どもの幸せや子どもにとって最も良いことは何かを第一に考えます。
- (2) 子ども自身の意思や力を大切にします。

(3) 子どもの年齢や成長に配慮します。

(4) 子どもと大人との信頼関係を基本に、地域全体で連携して取り組みます。

(大人の役割)

第4条 保護者は、子育てに中心的な役割と責任を持ち、子どもの最善の利益を考え、子どもの年齢や成長に応じた子育てに努めます。

2 施設関係者及び地域住民などは、子どもの権利を理解し、子どもの自分らしい育ちを支援するように努めます。

3 市は、保護者、施設関係者及び地域住民などと連携し、並びに協働し、子どもの権利の保障に努め、子どもにやさしいまちづくりの施策を進めます。

(子どもの権利の普及啓発)

第5条 市は、子どもの権利に対する市民の理解を深めるため、広く情報収集し、その普及や啓発に努めます。

2 市、施設関係者及び地域住民などは、子どもが自分の権利を大切にするとともに、他の人の権利を尊重することを学び、知るための機会の確保に努めます。

第2章 大切にされる子どもの権利

(子どもの大切な権利)

第6条 この章に定める権利は、子どもがひとりの人間として育ち、学び、生活をしていく上で大切な権利として保障されなければなりません。

(安心して暮らす権利)

第7条 子どもには、次のとおり安心して暮らす権利があります。

(1) あらゆる暴力、危害及び差別から守られること。

(2) 平和で良好な生活環境で、健康に暮らせること。

(3) 自分を守るために必要な情報が得られ、安心して相談できること。

(自分らしく生きる権利)

第8条 子どもには、次のとおり自分らしく生きる権利があります。

(1) ありのままの自分が認められ、自信が持てること。

(2) 自由に過ごせる時間が得られること。

(3) 自分のプライバシーが守られること。

(自分らしく育つ権利)

第9条 子どもには、次のとおり自らの意思と力で自分らしく育つ権利があります。

(1) 遊びなど自分の楽しみが大切にされ、やりたいことにチャレンジできること。

(2) 必要な教育が受けられ、自ら学びたいことを学ぶ機会が得られること。

(3) 文化、芸術、スポーツ、社会体験など豊かな自己を育む経験ができること。

(参加する権利)

第10条 子どもには、次のとおり自分に関わることに主体的に参加する権利があります。

(1) 自分の気持ちや意見が聴かれ、尊重されること。

- (2) 必要な情報が得られ、意思決定に参加すること。
- (3) 仲間をつくり、集い、対話し、自治的な活動を通じ、その力を養うこと。

(地域社会で共に生きる権利)

第11条 子どもには、次のとおり地域社会で共に生きる権利があります。

- (1) 地域の人とのつながり、支え合いが大切にされ、思いやりと笑顔に包まれて暮らせること。
- (2) 性別、年齢、国籍、文化、障がいの有無などにかかわらず、共に生き、互いに認め合うことができること。
- (3) 社会の一員として必要とされ、まちづくりに貢献できること。

第3章 子どもを支える人々への支援

(子育て家庭への支援)

第12条 市は、施設関係者及び地域住民などと連携し、並びに協働し、保護者が子育ての喜びを実感し、安心して子育てができるよう必要な支援に努めます。

2 市は、関係機関と連携して特別に支援が必要な家庭及び子どもに対し、安心して暮らすことができるよう支援に努めます。

(育ち学ぶ施設への支援)

第13条 市は、施設関係者に対し、次のような研修の機会を提供するよう努めます。

- (1) 子どもの権利を理解し、保障するために必要なことを学ぶ機会
- (2) 権利を侵す行為を早く発見し、対処するために必要なことを学ぶ機会

(地域への支援)

第14条 市は、地域の子育て力の向上を図り、地域が安全で子どもの豊かな育ちの場となるため、次のような取組を進めます。

- (1) 地域住民などの活動を支援し、又は協働して子どもの権利を保障し、子育てや子育ての支援に努めること。
- (2) 子育てや子育てを支援する市民活動団体などを支援し、人材育成と活用に努めること。

第4章 地域全体で進める子どもにやさしいまちづくり

(虐待などの予防への取組)

第15条 市、施設関係者及び地域住民などは、子どもへの虐待、体罰、いじめなど（以下「虐待など」といいます。）の早期発見と防止に取り組みます。

2 施設関係者及び地域住民などは、虐待を受けていると思われる子どもを発見したときは、直ちに市や関係機関に通報しなければなりません。

3 市は、関係機関などと連携し、虐待などについて安心して自由に相談できる環境を整え、その救済に必要な支援に努めます。

(子どもの居場所づくり)

第16条 市及び地域住民などは、連携して、子どもが自分らしく生き、育ち、地域社会において共に生きられる場（以下「居場所」といいます。）の確保及び充実に努めます。

2 地域住民などは、地域における子どもの多様な体験及び自発的な活動を促進し、人と人とのきずなを深められる居場所づくりに努めます。

(子どもの参加の促進)

第17条 市は、地域住民などと連携し、及び協働し、子どもがまちづくりに主体的に参加できる会議などの機会の充実に努めます。

2 市は、子どもに関連した施策の計画及び実施に当たっては、子どもが話しやすい方法で意見を聴くように努めます。

3 施設関係者及び地域住民などは、子どもが自分に関わることについて、自分の気持ちや考えを表明し、参加する機会を設けるよう努めます。

第5章 子どもに関する施策の推進

(子どもに関する計画)

第18条 市は、子どもにやさしいまちづくりを計画的に進めるため、子どもに関する行動計画(以下「行動計画」といいます。)を策定します。

2 市は、行動計画を策定するときは、子どもを含めた市民の意見を反映することができるように努めます。

(子ども子育てを支援する会議)

第19条 市は、行動計画の策定及び円滑な推進を図るため、子ども子育てを支援する会議を設置します。

2 子ども子育てを支援する会議は、行動計画の推進に関し、調査及び検証を行います。

第6章 雑則

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、別に定めます。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行します。

3 知多市子ども・子育て会議設置要綱

平成 27 年知多市告示第 83 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援に関する事業の効果的かつ効率的な推進を図るため、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 72 条第 1 項の規定に基づき、知多市子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 会議は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 知多市子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援法における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員に関すること。
- (3) 子ども・子育て支援に関する施策の推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関すること。

(組織)

第 3 条 会議は、委員 12 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (4) 市の職員
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 会議は、必要の都度、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(部会)

第7条 第2条の所掌事務を円滑に遂行するため、会議に部会を設置することができる。

2 前項の規定による部会の部会員は、会長が指名する。

3 部会長は、前項に規定する部会員のうちから会長が指名し、部会の会議の議長となる。

4 部会長は、検討すべき案件に応じ、部会員のうちから当該検討案件に関連する部会員のみで部会の会議を開催することができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、福祉子ども部子ども若者支援課において行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、告示の日（平成27年7月17日）から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

4 知多市子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略)

機 関 等		氏 名	
学識経験者	特定非営利活動法人子育て支援を 考える会 TOKOTOKO 理事長	坂 鏡子	会長
知多市コミュニティ連絡協議会代表 (令和5年6月2日～6年6月6日)	佐布里コミュニティ会長	藤井 克哉	
知多市コミュニティ連絡協議会代表 (令和6年6月7日～7年3月31日)	つつじが丘コミュニティ会長	太田 克己	
子ども会代表	知多市子ども会連絡協議会会長	浅井 司	
子育て支援活動団体代表	子どもの幸せを願うネットワーク (こども幸せねっと) 代表	山本 俊哉	
子育て支援活動団体代表	若者応援隊「まなざし」代表	中野 しずか	
私立幼稚園代表	明愛幼稚園長	古田 寿代	
労働者代表	J E R A労働組合知多火力支部 執行委員長	佐藤 孝司	
知多市放課後子ども総合プラン運営 委員会代表	知多市放課後子ども総合プラン 運営委員会代表	宮原 昭	
民生委員児童委員代表	主任児童委員	菊地 美樹	
知多市社会福祉協議会代表	在宅支援課長	山口 尚男	副会長
知多市小中学校長会代表	岡田小学校長	越智 真剛	
市の職員	知多市福祉子ども部長	花井 佳世	

5 知多市子ども・子育て会議事務局名簿

役 職	氏 名
福祉子ども部福祉課長	小島 朋尚
福祉子ども部子ども若者支援課長	小屋敷 浩司
福祉子ども部幼児保育課長	竹内 忍
福祉子ども部幼児保育課 保育専任統括監兼指導主事	杉浦 弓子
健康文化部健康推進課長	浦山 久恵
教育部学校教育課長	林 絵美
福祉子ども部子ども若者支援課 児童センター所長	近藤 奈美
福祉子ども部子ども若者支援課 子育て総合支援センター所長	榎本 恵子
福祉子ども部子ども若者支援課 障がい児相談支援事業所長	鐘ヶ江 美保
福祉子ども部子ども若者支援課	渡邊 達哉
福祉子ども部子ども若者支援課	大槌 祥恵



梅香る わたしたちの緑園都市

知多市こども計画

令和7年2月策定

令和8年3月改訂

知多市福祉子ども部子ども若者支援課

〒478-8601 知多市緑町1番地

電話 0562-36-2656 (直通) FAX 0562-32-1010

URL <https://www.city.chita.lg.jp>

E-mail kodomo@city.chita.lg.jp